

ペレストロイカと司法改革（その一）

——裁判所の改革の課題を中心として——

杉浦一孝

目次

- I 本稿の課題
- II 司法のペレストロイカの提起
 - 一 一九八六年一月のソ連共産党中央委員会決定
 - 二 一九八六年二月のソ連最高裁判所総会とその決定
 - 三 一九八七年五月の全連邦理論会議とサヴィーツキー報告
- III 改革論の諸相——その一
 - 一 「裁判官の独立」の原則の保障をめぐる諸問題
 - (1) 裁判官の選任方法と任期
 - (2) 裁判官の身分保障
 - (3) 裁判干渉にたいする責任
 - (4) その他の問題
 - 二 「裁判官の独立」の原則の理論的再把握と裁判所の独立
- IV 改革論の諸相——その二
 - 一 参審制度の見直しと裁判所
 - 二 憲法コントロールと裁判所
- V むすび

I 本稿の課題

現在、ソ連では、社会主義的法治国家の建設の一環として、司法改革が進められている。ここで「司法改革」という場合、裁判所の改革に限定されているわけではなく、内務機関（警察）、検察機関および国家保安機関の改革、さらには弁護士制度の改革もふくまれている。とはいえ、裁判所の改革がその中心であるということはまちがいないであろう。ソ連最高裁判所の前所長ヴェ・イ・チュレビロフは、在職中、刑事裁判制度を「一種のピラミッド」にみたてながら、一九三〇年代のはじめに、この「ピラミッド」がひっくり返され、その頂点の「裁判」が下に、その下部の「中央集権化され、コントロールを受けない取調べ」が上になり、その「取調べ」に「優先的な地位」があたえられた結果、「刑事事件の審理のとき、裁判所の主要な義務となったのは、公訴事実を独自に、自主的に検討することではなく、刑罰を量定することだけである」と語った⁽¹⁾。彼は、ここに、誤判が「かなり一般にみられる現象」となった原因をもとめ、逆立ちしたこの「ピラミッド」を「正常な状態」にもどすことが「司法の根本的なペレストロイカ」の課題であると主張した⁽²⁾。ソ連共産党中央委員会の法政策問題委員会の責任者（当時）ヴェ・エム・チュブリコフは、裁判所を「懲罰機関」としてのみとらえる考え方の克服の必要性を強調したが、これは、右の課題の実現をイデオロギーの面でも推し進める必要があることを主張したものといえるであろう。

裁判所の改革は、市場経済への移行と行政訴訟法の制定によって、さらにその必要性を増すことになった。市場経済への移行は、民事紛争の増加をもたらすことになるが、この場合、予想される民事紛争の増加とその複雑化に対処するために、裁判所の人的、物的諸条件の充実を中心とした改革が要請されることになる。他方、八七年六月の旧行

政訴訟法の制定は、訴訟事項が大幅に制限されていたこともあって、行政事件の飛躍的な増加という現象をひきおこさなかつた。しかし、この場合、行政訴訟法の内容がどのようなものであれ、行政にたいする司法コントロールを憲法上の制度として認めるかぎり、行政事件の一方の当事者（被告）となる可能性のある公務員が属する地方の人民代議員ソビエト執行委員会とその地の共産党組織の中枢部に、地区（市）人民裁判所の裁判官が事実上従属しているという状態をなくすことが焦眉の課題となるのは、当然であつた。「多くの市民は、裁判所が人の諸利益をしっかりと守ることができるかどうか疑っている」といわれているように、裁判所への市民の不信は、いまなお、かなりひろまっているといえるが、そのおもな原因のひとつは、このように、市民にとって身近な存在である人民裁判所の裁判官が地方のソビエト機関および党組織の中枢部⁽⁴⁾「現地当局」(местная власть)に従属しているということにある。八九年一月の新行政訴訟法の制定（九〇年七月一日施行）は、それが裁判所への出訴のみちをひろくひらいたため、今後、行政事件の増加をもたらすことになると思われ⁽⁵⁾るが、この場合には、裁判所の人的、物的諸条件だけでなく、さらに、人民裁判所の裁判官の「現地当局」への従属の徹底した排除が要求されることになる。このような措置が講じられたとき、裁判所への市民の不信も払拭され、その結果、違法な行政活動によって権利を侵害された市民による裁判所への提訴の件数もふえることになるであらう。

今日、ソ連最高裁判所長イェ・ア・スモレンツェフは、「長いあいだ、われわれの裁判所は、屈辱的な状態におかれてきた。国内での行政的・命令的システムの絶対的な支配のもとでは、立法権、執行権および司法権への国家権力の分立はなかつたし、また、ありえなかつた。権力は、単一で、不可分であつた。あらゆることが、権力のでこすべて手中におさめていた機関および人物によって決定され、指図されてきた」と語⁽⁶⁾っている。最近、「権力分立」概

念を承認して、「権力分立」の原則を、「法律の優位」または「法律の支配」の原則とともに、社会主義的法治国家の基本原則のひとつとしてとらえる理論的な傾向が強まっている。スモレンツェフのその主張の意味は、このような理論動向を背景にしながら、「司法権 (судебная власть)」概念を復活させ、それによって裁判所の地位と権威を高め、裁判所への市民の信頼を獲得しようとするところにあるが、裁判所の改革は、今後、「権力分立」の原則を理論的な指針として、取り組まれていくことになるであろう。

本稿は、このように提起されている裁判所の改革の帰結の全体像を明らかにする作業の一環として、裁判所の改革の具体的な課題は何か、その課題をめぐってどのような議論がおこなわれたのか、そして、第一九回ソ連共産党全連邦協議会で、裁判所の改革についてどのような基本的な枠組みが提示されたのかを明らかにすることを目的としている。私見によると、八六年一月に共産党指導部が司法のペレストロイカを提起した時から、八八年六月二十八日から七月一日にかけてひらかれた第一九回党協議会までに、裁判所の改革の具体的な課題とそれらをめぐる見解はほぼでさうることになる。党協議会は、党として政策判断をおこない、裁判所の改革の具体的な課題とともに、その方針を明らかにして、裁判所の改革の基本的な枠組みを提示する。本稿は、時期についていえば、ここまでを検討の対象としている。このあと、裁判所の改革は、八八年一月一日の一九七七年ソ連憲法（以下、七七年憲法と略称する）の改正⁽⁷⁾によって、議論の段階から制度化にむけて第一歩をふみだす。そして、翌八九年八月四日に、ソ連における裁判官の地位に関するソ連邦の法律⁽⁸⁾が、同年一月二日には、裁判所侮蔑にたいする責任に関するソ連邦の法律と一連の関連法令⁽⁹⁾が制定され、さらに、一月一三日には、ソ連邦および連邦構成共和国の基本裁判所構成法が全面改正⁽¹⁰⁾されにいたる。各連邦構成共和国は、この基本裁判所構成法を受けて、それぞれの裁判所構成法の全面改正をおこなう

ことになる。しかし、今日、ソ連からの独立を宣言したバルト三国はいうまでもなく、ロシア連邦共和国、ウクライナ共和国、白ロシア共和国などで、「国家主権に関する宣言」⁽¹¹⁾が採択され、そのなかで、連邦憲法と連邦法にたいする自国の「憲法および法律の優位」が宣言され、しかも、これまでの連邦に代わって国家連合が構想されている。これらのことを考えると、裁判所の改革についても、今後、各連邦構成共和国（将来は、主権を有する国家に変わることになるであろう）の独自性が強まり、右の基本裁判所構成法の規定とは異なるものを定めた裁判所構成法が制定されることも予想されるが、ともあれ、以上の諸点については、つぎ以降の検討課題である。

本稿では、まず、党中央委員会による司法のペレストロイカの提起、この提起の実務界および学界への影響とその内容を検討し、つぎに、裁判所の改革の課題を明らかにしながら、その課題をめぐる議論Ⅱ改革論を検討する。七七年憲法は、第一五五条第一項で、「裁判官および人民陪席判事は、独立であり、法律だけにしたがう」⁽¹²⁾（以下、「裁判官の独立」の原則とよぶ）と定めており、チェレビエーロフによると、この「裁判官の独立」の原則は、「裁判の原則の基礎」⁽¹³⁾である。しかし、彼は、「かなり一般にみられる現象」である「誤判」の「主要な原因」を、この「裁判官の独立」の原則の侵害にもとめ、この憲法上の原則の侵害が少なくないことを認めた。⁽¹⁴⁾このような現実を前にして、法学者ア・サーハロフは、裁判官の独立は「より多くは、スローガン上、机上の独立であり、現実と一致しない言葉の上での宣言であった」⁽¹⁵⁾と評した。チェレビエーロフが「司法改革の核心とならなければならないのは、裁判官の真の独立の保障である」⁽¹⁶⁾とのべたように、裁判所の改革の中心にすえられたのは、この「裁判官の独立」の原則をいかに保障するかという課題であった。したがって、改革論を検討するところでは、まず第一に、とくに議論の対象となっていた最下級裁判所Ⅱ地区（市）人民裁判所における「裁判官の独立」の原則の問題をおもに取り上げ、第二に、司法

説

への市民の参加の重要な制度のひとつであり、見直しが提起された参審制度の問題と、憲法と政治の乖離という状況をなくすため、あらためて改革の課題として提起された憲法保障制度の問題を取り上げることにはしたい。

なお、検討の対象地域がロシア連邦共和国にかぎられているということをあらかじめお断りしておく。

論

- (1) См. Что мы ждём от судебной реформы. «Интеграционная газета» (Знак «ДП» и略記), No. 17, 27 апреля 1988.
- (2) См. там же.
- (3) См. В. Чебриков. Правовая политика—активное звено перестройки. «Коммунист», 1989, No. 8, стр. 14.
- (4) Юридическая наука и практика в условиях перестройки. «Коммунист», 1987, No. 14, стр. 47.
- (5) この点については、さしあたり、杉浦一孝「ソ連における『社会主義的法治国家』論とその現実態——裁判手続による市民の権利保障を素材として——」『法律時報』一九九〇年、一月号所収をみよ。
- (6) Е. Смоленцев. Какой быть третьей власти? («Правда»), 15 июня 1990.
- (7) Ведомости Верховного Совета СССР, 1988, No. 49, стр. 727.
- (8) Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР, 1989, No. 9, стр. 223 (拙訳『社会主義法のうき』第一七号、六一—〇頁、第一八号、一一—一六頁)。
- (9) Там же, 1989, No. 22, стр. 418, 420, 421, 422, 423 и 424. なお、裁判所侮蔑にたいする責任に関するソ連邦の法律の邦訳については、拙訳が『社会主義法のうき』第一九号、一四—一五頁におさめられている。
- (10) Там же, 1989, No. 23, стр. 441 (拙訳『社会主義法のうき』第二〇号、一一—一八頁)。
- (11) Россия連邦共和国、ウクライナ共和国および白ロシア共和国の「国家主権に関する宣言」については、それぞれ、つぎのものをもよ。《Аргументы и факты», 1990, No. 24, 29 и 31 (森下敏男訳『社会主義法のうき』第二八号、四—一九頁)。
- (12) 七七年憲法の邦訳は、稲子恒夫監修『ザコーン・ソ連の新しい法律』第一号(ナウカ、一九九〇年)所収の稲子訳によった。ただし、改正された旧規定の邦訳については、基本的に、稲子恒夫監修『ソ連重要法令集』第一卷(プログレス出版所、一九八四年)所収の稲子訳によった。

- (13) В. И. Терехилов. Законность и правосудие в СССР. М., 1987, стр. 68.
- (14) См. Правосудие и время. «Известия», 25 октября 1986.
- (15) А. Сахаров. Правовое государство и правосудие. «Человек и закон», 1989, No. 4, стр. 5.
- (16) Закон и только закон. «Правда», 5 декабря 1987.

II 司法のペレストロイカの提起

一 一九八六年一月のソ連共産党中央委員会決定

八六年一〇月三日付の『ブラウダ』は、前日にひらかれたソ連共産党中央委員会政治局の会議で、社会主義的適法性のいっそうの強化の問題が議題のひとつとして取り上げられたことを明らかにして、つぎのようにつたえている。

「政治局は、ペレストロイカと社会主義的民主主義の深化のもとで、法律の不断の遵守がわが国家体制の発展、人民の自治（自主管理）、社会的公正の保障にとって、また勤労者の憲法上の権利および自由をゆるぎないものにするうえで、いっそうの意義をもっている」と強調した。これとの関連で、検察庁、警察、裁判所その他の法保護機関の活動を徹底的にたて直すことが必要である。これらは、法秩序の厳守の模範となり、市民の利益をしっかりと守り、それと同時に、反社会的な現象を断固として阻止し、犯罪その他の違法行為との非妥協的な闘争をおこなわなければならない。だれによるものであろうとも、具体的な事件の捜査および公判への干渉のどんな試みも許されないということが指摘された。党委員会には、適法性の強化の活動をもっとも重要な政治的活動のひとつとしてとらえることがとめられた。」⁽¹⁾

この政治局会議での議論は、そののち、「社会主義的適法性および法秩序のいっそうの強化ならびに市民の権利およ

び法益の保護のいっそうの強化について」の党中央委員会決定としてまとめられ、その要旨が同年一月三〇日付の『ブラウダ』などに公表された。党中央委員会は、この決定のなかで、「社会経済発展の加速化、社会生活のすべての面の民主化、大衆の積極的な創造的活動の向上」という方針の実現は、「社会主義的適法性および法秩序の強化、ソビエト市民の憲法上の権利および法益の確実な保護の保障、社会的公正の原則の厳守」と不可分であると指摘する一方、しかし、この「社会主義的適法性および法秩序の保障、市民の権利および法益の保護」の活動は、まだ十分に効果をあげておらず、「時代の要請」に完全にこたえていないと批判した。そして、党中央委員会は、警察、検察庁、裁判所その他の「法保護機関」の活動にふれ、「捜査、取調べおよび公判のさいの予断と偏った対処、事務遅滞、冷淡さ、人びとの運命にたいする無関心さのあらわれ」を一掃することをまとめるとともに、「法保護機関」の活動から、「市民の不当な逮捕と勾留、刑事責任の違法な追及の事実」を完全にさなければならぬことを強調し、党員であるソ連最高裁判所長（当時）ヴェ・イ・チェレビロフ、ソ連検事総長（当時）ア・エム・レクンコーフ、ソ連内務大臣（当時）ア・ヴェ・ヴラーソフなどに、「それぞれの法保護機関の活動における欠陥をねばり強く取り除き、これらにたいする指導を改善し、職務の非難の余地のない遂行と専門知識の不断の向上のため、要員にできるかぎり厳格にのぞむこと」を指示した。他方、各党委員会には、「法保護機関にたいする政治指導の強化」をもとめながらも、「具体的な事件の捜査、取調べおよび公判」には干渉しないように命じたのである。⁽²⁾

党中央委員会はまた、ソ連科学アカデミー、「法保護機関」の付属研究機関および教育機関などに、「研究水準を高め、適法性の強化についての当面の重要問題をより積極的に研究し、法学と実践のむすびつきを強め、法律家要員の養成ならびに一般教育学校、職業技術学校、中等専門学校および高等教育機関における法学教育システムを改善す

ること」を要求したのである⁽³⁾。

この党中央委員会決定は、警察、検察庁、裁判所などの「法保護機関の活動のペレストロイカ」を提起したものであるが、これは、司法のペレストロイカの本格的な開始をつける意味をもつものといえるであろう。

二 一九八六年一二月のソ連最高裁判所総会とその決定

同年一二月二日から四日間、ソ連最高裁判所総会がひらかれた。これは、定例の総会であったが、とくに右の党中央委員会決定を受けて、裁判の実施のさいの適法性のいっそうの強化という問題も検討することになった。ソ連最高裁判所副所長（当時）イェ・ア・スモレンツェフは、この問題についての報告の冒頭で、「裁判所の活動の評価のとき、多年にわたって、大体において万事うまくいっており、存在するのは個々の欠陥だけであると考えられていた。

しかし、本当に、このとおりなのであろうか」と疑問を投げかけ、これが四日間にわたる総会での議論の雰囲気を決めてしまったといわれている⁽⁴⁾。これは、この総会で、裁判所の活動の改善（*совершенствование*）ではなく、その根本的なたて直し⁽⁵⁾、ペレストロイカが必要であるということが共通の認識になったことを示しているといえるであろう⁽⁶⁾。ところで、このような課題提起の必要性がソ連最高裁判所総会で認められることになったのは、前記の党中央委員会決定でも示唆されていた誤判問題が原因である。スモレンツェフ報告にもとづいて採択された「裁判の実施のさいの適法性のいっそうの強化について」という総会決定は、ここ数年間の裁判の状況について、「民事事件の約九八％と刑事事件の九六％強は、裁判所が法律に厳格にしたがって解決をし、妥当かつ公正な判決が言い渡されている⁽⁷⁾」と記しているが、これは、裏返していえば、民事事件の約二％と刑事事件の四％弱が不当かつ不公正な判決によって解

決されていたことになる。ここには、「妥当かつ公正な判決」が確定判決であるのか、それとも第一審の判決であるのかということなど、不明な点がいくつかみられるが、誤判の数が多いということは否定できないであらう。⁽⁸⁾

誤判問題の深刻さは、その数の多さだけにあるのではない。これらのなかに、無実の者の生命を無残にも奪ってしまった冤罪事件がふくまれているという点にもあるのである。総会では、白ロシア共和国で発生したヴィーテプスク事件をはじめとして、いくつかの冤罪事件が取り上げられた。ヴィーテプスク事件とは、一四年間にわたって、白ロシア共和国のヴィーテプスク市を中心に若い女性が連続して殺害された事件であり、その被害者の数は三六名にもぼった。この連続殺人事件の真犯人が逮捕されるまでに、一四名の者がその都度犯人として逮捕され、彼らは、公判で無実を訴え続けたにもかかわらず、全員有罪の判決を受けた。このなかの一人には、死刑が言い渡され、実際にそれが執行されたのである。⁽⁹⁾これは、「審判の典型的な欠陥」がすべてそろっているといわれるも⁽¹⁰⁾とも深刻な冤罪事件であった。

ソ連最高裁判所総会の右の決定は、このような冤罪事件など、誤判を生んでいる裁判所の活動について、つぎのように指摘している。

「裁判所の活動には、重大な欠陥と失策がある。事件の状況の全面的、完全かつ客観的な調査についての法律の条項がいつも表現されているとはかぎらず、証拠の評価、法律の規定の適用、量刑のさいに、過ちが犯されている。無罪判決を宣告する根拠がある場合に、ときとして、事件が補充捜査のために差し戻されている。

多くの裁判所が、取調べの資料の質にたいする要求を緩和してしまっており、捜査が不十分にしかおこなわれていない刑事事件、または訴訟法のその他の重大な違反をとまなつて捜査がおこなわれた刑事事件を受理している。

捜査または取調べの過程で犯された法律違反についての申立てや不服申立てに注意がいつもはらわれているとはかぎらず、当該違反にしかるべき判断があたえられず、またその防止のための措置も講じられていない。

若干の裁判所は、破棄手続または監督手続により事件を解決するとき、法律違反を放置し、適時に誤判を取り除かず、違反を犯した者の責任問題を提起していない。違法な判決が取り消されたのち、市民の権利の回復がかならずしも保障されているとはかぎらない。

上記の諸欠陥は、犯罪その他の違法行為との闘争を弱め、裁判所の権威を傷つけているのである。⁽¹²⁾

スモレンツェフは、その報告のなかで、ヴィーテプスク事件で犯人とされた者の捜査段階での自由の問題にふれ、無実の彼らから、「どのようにして自分を文字どおりたたきだしたか」(傍点—引用者。以下、断りのないかぎり同じ)は想像がつくとのべて、違法な方法によって自由の強要がおこなわれたことを明らかにしている。このような自由偏重の、しかも違法な方法をもちいての取調べは、このヴィーテプスク事件だけにみられる現象ではない。『プラウダ』紙のちに「民主化と適法性」というテーマで主催した座談会で、ソ連科学アカデミー付置国家・法研究所長(当時)ヴェ・エヌ・クドゥリヤーフツェフは、「証拠の女王」は被疑者および被告人の自由であるとしていたヴィンシンスキー『理論』は、学問の世界からは放逐されたが、実務の現場ではまだ生きており、その結果、「違法性のもっとも強い方法によって、この『女王』を獲得することがある」と発言している。⁽¹³⁾これは、自由偏重の捜査が例外的な現象ではないことを示している。⁽¹⁴⁾右の決定が「捜査が不十分にしかおこなわれていない刑事事件」または「訴訟法のその他の重大な違反をともなう捜査がおこなわれた刑事事件」と一般的、抽象的に記しているものの実態の一部は、このようなものといえるであろう。

ところで、ここでソ連最高裁判所総会が問題にしていることは、このような刑事事件を「多くの裁判所」が受理し、しかも「捜査または取調べの過程で犯された法律違反についての申立て」に注意をかならずしもはらっていないなど、裁判が「いわゆる『訴追側寄り(обвинительный уклон)』』という慢性の病氣」にかかっているということである。裁判官は、習慣的に被告人の有罪の推定のうえにたつて事件の審理を開始し、そして、十分な証拠調べをおこなわず、「取調官のあまり根拠のない結論」をそのまま信用し、「起訴状に『盲判を押している』」のである。⁽¹⁶⁾ここでは、被告人からみれば、裁判官は、「真実をつかもうとする公平な調査者」ではなく、「第二の公訴人」なのである。⁽¹⁷⁾ここから、誤判が生まれることになる。

ソ連最高裁判所総会は、裁判所の活動におけるこのような欠陥など、決定のなかで指摘している「重大な欠陥と失策」を取り除いて、そのペレストロイカを進めるため、各裁判所に、刑事訴訟法の当該規定の遵守の要求を中心とした一七項目の指示をだすが、ここで指摘しておかなければならないのは、つぎの諸点である。

第一は、裁判官の個人責任の問題である。七七年憲法は、「ソ連における裁判は、裁判所だけがおこなう」(第一五一条第一項)とし、「何人も、裁判所の判決および法律によらない限り、犯罪の実行について有罪とならず、刑罰を科せられない」(第一六〇条)と定めている。総会の決定によると、これらの規定は、各事件の正しい解決について全責任を裁判所に負わせているが、裁判所がこの責任を果すことができるのは、裁判官がみずから「採択する判決の適法性および妥当性についての個人責任」を自覚しているときだけである。⁽¹⁸⁾そして、裁判を誤った場合には、その責任は、あくまでも当該裁判官が負うことになる。決定が「裁判の実施のさいの適法性の侵害を正当化するものは何も認められない」⁽¹⁹⁾(同項)と記しているのは、当然のことであろう。問題は、この自明のことをあらためて

確認して、裁判官の個人責任を強調しなければならぬ点にあるが、ともあれ、決定は、裁判官が誤判をした場合、その原因を解明し、リコールの提起をふくめて当該裁判官の責任を問う措置をとることを要求したのである（第四項）⁽²⁰⁾。この裁判官の個人責任の問題は、その性格上、裁判官の身分保障の問題や裁判官となる者の選抜の問題につながっていくことになる。

第二は、「裁判官の独立」の原則の問題である。総会を傍聴したア・ヴァークスベルクによると、総会で、国家・法研究所のイ・エリ・ペトゥルーヒンは、裁判官にアンケートを実施した結果、七〇年代には、その一〇%が「横から」や「上から」の圧力に不平をのべたのにたいして、八〇年代には、その二倍半以上の者が不平をのべたと発言し、ソ連司法省の通常裁判所管理局次長は、地区の指導部が「緊急の助言」をあたえるために、裁判官の評議室に両者をむすぶ切替え式の直通電話が敷かれているところがあるとのべた⁽²¹⁾。「裁判官の独立」の原則は、かなり深刻な状況にあった。ソ連最高裁判所長（当時）チェレビエーロフは、この総会の前に、「裁判官の独立」の原則の侵害が「誤判の主要な原因」であり、「われわれは、『裁判所の独立をこのうえなく大切にす』必要がある。それは、多くの適法性の問題を解決する鍵である」と語って、この原則の遵守の必要性和その意義を強調していた⁽²²⁾。総会は、その決定で、「裁判官の独立」の原則は、「具体的な事件の解決に干渉するいかなる試みも阻止することを裁判所に命じている。裁判所は、このような公務員の責任追及の問題を当該機関に提起しなければならない」⁽²³⁾（第三項）として、裁判所が裁判干渉とたたかうことをもとめたのである。しかし、これは、裁判官の主体性が確立されているところではじめて意味をもつ。当時、この前提条件が欠けており、したがって、のちに、裁判官の主体性を確立するための諸条件についての議論、すなわち「裁判官の独立」の原則の保障をめぐる議論が活発化していくことになる。

第三は、人民陪席判事の問題である。七七年憲法は、第一審裁判所における事件の審理には、人民陪席判事がかならず参加しなければならないとし、「人民陪席判事は、裁判をおこなうにあたり、裁判官のすべての権利を行使する」(第一五四条)と定めている。しかし、以前からしばしば指摘されているように、人民陪席判事のなかには、職務の遂行に消極的であり、公正な裁判のために、憲法などで認められている権限を十分に行使していない者がみられるのである。⁽²⁴⁾総会は、このような実態をふまえながら、その決定で、「人民陪席判事の役割の向上を目的とした措置」を徹底的に講じ、「裁判長と人民陪席判事の権利の平等についての法律の条項」を厳守することを各裁判所に指示するとともに、とくに人民陪席判事が「事件の資料と該当法令を事前に検討するに必要な条件」を整えることを要求した⁽²⁵⁾(第一〇項)。しかし、これがきわめて一般的な内容にとどまっていたため、ソ連最高裁判所は、翌年三月三一日から四月三日にかけてひらいた総会で、あらためてこの問題を検討し、その結果、「人民陪席判事の裁判の実施への参加を規定している法令の遵守について」という決定⁽²⁶⁾を採択して、各裁判所に一三項目にわたって指示をだしたのである。八六年一二月のソ連最高裁判所総会の決定は、これまでみてきたように、裁判所の活動のペレストロイカを進めるためにだされたのであり、したがって、それは、あくまでも現行の裁判制度の枠内のものであった。総会という会議の性格からすれば、これは当然のことであろう。しかし、総会そのものは、オブザーバーとしてこの総会に出席していたペトゥルーヒンなどが、そのうち、現行の裁判制度の改革にむけて積極的に主張していくことから推察できるように、それまでの裁判の実態の分析をおして、裁判所の活動のペレストロイカにとどまらず、裁判制度のペレストロイカまで進めなければならないという認識がさらにひろく受け入れられていく重要な場のひとつとなったといえるであろう。

三 一九八七年五月の全連邦理論會議とサヴィーツキー報告

ここで、前記の党中央委員会決定とのかかわりで、右の実務界における動きとならんで注目しておく必要があるのは、八七年五月一八日から二〇日にかけて、「法システムとペレストロイカ」というテーマでひらかれた全連邦理論會議である。これは、ソ連科学アカデミーの「国家、管理および法の発展の法則性」研究調整會議が組織したものであり、モスクワをはじめとして、各地から一五〇名以上の法学研究者がこれに参加したといわれている。⁽²⁷⁾この會議では、「法とペレストロイカ」(ア・エム・ヴァシーリエフ)、「ソ連の法令の発展の戦略について」(ヴェ・ペ・カジミルチューク)、「裁判とペレストロイカ」(ヴェ・エム・サヴィーツキー)、そして「ペレストロイカと法的思考」(ヴェ・エス・ネルシュヤーンツ)の四つの報告があり、そのあと、八つのテーマに分けて討議がおこなわれているが、⁽²⁸⁾ここで取り上げなければならないのは、サヴィーツキーの報告「裁判とペレストロイカ」である。

彼は、これまで「法の調整能力」が無視され、「法的文書」が「法令をまったく無視した決議(волевые решения)」や「むきだしの官僚的指揮」にすり替えられてきたため、国内における「裁判所の威信」はかなり低いとのべて、裁判所の現状についてきびしい見方を示している。ここから、「法の当該諸部門の発展の戦略的方針」として、「裁判所の権限の全面的な拡大、その真の独立の保障、行政権のありうる行き過ぎにたいする抑制および阻止作用の強化」が提起されることになる。⁽²⁹⁾彼は、このような「戦略的方針」のもとに、裁判制度の改革についての問題提起をおこなっているが、ここでは、つぎの諸点に注目しておく必要があるであろう。

まず第一は、「裁判官要員の養成、構成および生活保障」の改善の問題である。この問題の解決は、右の「戦略的方針」の実現の前提となる。サヴィーツキーは、この問題の重要性を指摘して、つぎのような改善策を打ちだした。

(i) 経験豊富な裁判所職員の参加をえながら、高等法学教育機関への進学者を職業的適性の有無によって選抜すること、(ii) 高等教育機関での裁判所構成法、裁判手続などの習得状況に注意を払いながら、将来の裁判官の専門家を強めること、(iii) 裁判官の欠員補充のとき、昼間部で高等法学教育を受けた候補者を優先させること、(iv) 法律の実務経験が三年以上あって、特別の試験に合格したときに、裁判官の職につくことができるようにすること、(v) 裁判官の就任資格の年齢制限をきびしくし、人民裁判所の裁判官(人民判事)にあっては三〇歳以上、上級裁判所の裁判官(上級裁判所員)にあっては四〇歳以上とすること、(vi) 裁判官の負担過重をなくすことを考慮しながら、労働支出と労働生産性の基準指数を作成し、裁判実務に導入すること、(vii) 人民判事の職務給を地区(市)の指導者の俸給水準にまで引き上げること。⁽³¹⁾

第二は、「裁判官の独立」の原則の保障の問題である。ここでは、この原則の遵守とそのためたまたまいが単に要求されているのではなく、「あらゆる外部の圧力からの人民判事の独立」を強化するための「追加措置」(傍点部分—原文はイタリック体)についてのひとつの提案がおこなわれている。彼は、「裁判官集団の編成の現行手続が裁判官の真の自主性および独立を保障しないかぎり、それを変更することが必要である」(傍点部分—原文はイタリック体)として、つぎのような提案をした。(i) 人民判事と上級裁判所員は、連邦構成共和国最高ソビエトが選挙し、または同幹部会が任命すること、(ii) すべての裁判官の任期を一〇年とすること、(iii) 人民判事を州(市)人民代議員ソビエト執行委員会の司法部の正規職員とし、そこで「党員登録(партийный учет)」をおこなうこと。⁽³²⁾ 彼によると、このような措置をとることによって、「人民判事を地方機関による圧力およびその活動への干渉から守ることができ⁽³³⁾る」のである。⁽³⁴⁾

ところで、「裁判官の独立」の原則を強化するための「追加措置」は、もちろん、これだけにとどまらない。彼は、「裁判所の組織上および訴訟手続上の従属という誤った考え方」を取り除き、とくに「だれも裁判所の客観性、検査権力(Обвинительная власть)から、その絶対的な独立に少しの疑いもいだかない」(傍点部分—原分はイタリック体)のような「裁判所と検察官の相互関係」をつくりあげる必要があるとして、つぎのような提案もおこなった。(i)ほかの機関(検察庁をふくむ)と同じ建物のなかに裁判所をおかないこと、また、すべての裁判所に自動車を提供し、それによって、出張法廷をひらくときなどに、車の手配について裁判官が「屈辱的な依頼者の役」をしないで済むようにすること、⁽³⁵⁾(ii)裁判所による被告人への起訴状の送付、裁判長による起訴状の読み上げ、裁判長による被告人および証人への尋問の開始など、「公訴の追行に係る第二義的な職務」から裁判所を解放すること。⁽³⁶⁾

最後は、「憲法コントロール」⁽³⁷⁾機能の「復活」の問題である。彼は、二〇年代のソ連最高裁判所のこの領域での活動を積極的に評価しながら、ソ連最高裁判所を「憲法の優位の守り手」とするために、それにつきのような権限をあたえることを提案した。(i)ソ連最高ソビエト幹部会、ソ連大臣会議、ソ連検事総長その他の中央機関の請求にもとづいて、連邦構成共和国の権力および行政の最高諸機関が採択する法令のソ連憲法との適合性について判断をする権限、(ii)みずからの発議にもとづいて、権力および行政の最高諸機関の任意の法令の合憲性について問題を提起し、その取消しまたは効力の停止をもとめる権限、(iii)ソ連邦または連邦構成共和国の権力および行政の最高諸機関の照会にもとづいて、全連邦的法令その他の法令の解釈を示す権限、(iv)具体的な民事事件または刑事事件の審理にあたり、省その他の官庁の発した通達その他命令がソ連憲法または現行法令に適合しないと認めるときは、その効力を停止する権限。彼は、このような権限をソ連最高裁判所にあたえるならば、その法的地位は根本的に変わり、ソ連最高

説論

裁判所は「国家および社会が民主的な憲法(конституционные установления)に忠実であるようにするための監視者(хранитель)」となるとのべ、さらに、「ソ連最高裁判所が国の裁判制度というピラミッドの頂点にあり、そして、それとして最高の社会正義を体現しているということを考慮に入れて、それに憲法コントロールの権限をあたえるならば、ただちに、裁判制度全体の権威に影響があらわれ、裁判所の役割は、その崇高な使命にあった新しい水準にまで高まるであろう」と語った⁽³⁵⁾。ただし、ここでは、「ソ連の国家権力の最高機関」であるソ連最高ソビエト(七七年憲法の旧第一〇八条)のソ連最高裁判所にたいする優位がたぬかれており、したがって、ソ連最高裁判所の憲法判断は、「ソ連の国家権力の最高機関」を法的に拘束するものではないということに留意しておく必要があるであろう。

このように、サヴィーツキーは、裁判制度の改革についてひとつの問題提起をおこなったが、その理論的背景となっているのは、近年、積極的に主張されるにいたっている「社会主義的法治国家」論⁽³⁶⁾である。彼によると、これまでの「適法性国家(государство законности)」概念では、「適用すべき法律そのものの性格」は明らかにされず、また、それは、「法適用活動の社会的指向」を示しておらず、「法適用活動」のひとつの側面だけを、すなわち「法律への適合」だけを強調しているのである。このような指摘を前提にすると、「適法性国家としてのソビエト国家という定義」が十分でないことは明らかであり、ここから、「社会主義的法治国家」概念があらたに提起されてくることになる。彼は、「社会主義的法治国家」を、「法をつくり、法にもとづき、そして法にしたがう国家」⁽⁴⁰⁾としてとらえ、そして、その「法」の「もっとも重要な保証人」としての地位を裁判所にあたえているが、ここで、彼は、「法治国家」概念をブルジョア的なものとして否定するソ連での議論、また、資本主義諸国を「法治国家」としてとらえるのにたいして、社会主義諸国を「非法治国家」としてとらえるいわゆる西側での議論に反論して、つぎのように主張し

ている。

「しかしながら、明白なのは、法にもとづき、そして法にしたがう国家権力の同義語としての法治国家を、どのような法が問題になっているのか、だれによって法はつくられているのか、だれの利益に奉仕しているのかという主要かつ根本的な問題に答えることなしに、受け入れることはできないということである。さらには、人民代表制度、これを組織する選挙制度をはじめとして、国家および法制度(государственно-правовые институты)の全体が検討され、その作用の社会メカニズムが究明され、その有効性の程度が明らかにされなければならない。このようなことをしてはじめて、当該の政治および法システムのもとで、法の優位が露骨な政治宣伝の宣言になってしまっているかどうか、あるいはまた、法が実際に社会発展の現実の要因となっているかどうかについて、結論をだすことができる。」⁽⁴⁾

このようにのべたのち、サヴィーツキーは、社会主義国家には、「法治国家思想の実現のための多くの社会経済的および政治的な前提条件」が存在すると強調しているが、ともあれ、彼においても、裁判制度の改革は、社会主義的法治国家の建設の一環として位置づけられているのである。

このあとの討議では、サヴィーツキーがその報告でふれていない参審制度の改革の問題もふくめて、裁判所の改革の課題がいくつか取り上げられた。ここでは、たとえば、ソ連最高裁判所に憲法監督の権限をあたえることを主張するサヴィーツキーの提案に反対する意見もだされるが、これらについては、この理論会議の前後から次第に活発になってくる改革論とともに、つぎの章以下で検討することにしよう。

説

- (1) В Политбюро ЦК КПСС. «Правда», 3 октября 1986.
 (2) См. В Центральном Комитете КПСС : О дальнейшем укреплении социалистической законности и правопорядка, усилении охраны прав и законных интересов граждан. «Правда», 30 ноября 1986.

(3) См. там же.
 (4) Там же.

- (5) См. А. Ваксберг. Правда в глаза. «П», No. 51, 17 декабря 1986.

(6) 一九八六年四月にひろかれた連最高裁判所総会と、その連最高裁判所長(当時)ウキ・イ・チンビロンの報告と、その疑問が投げかけられた(XXVII съезд КПСС и задачи по совершенствованию судебной деятельности. «Бюллетень Верховного Суда СССР», 1986, No. 3, стр. 5)が、その時点では、これは、裁判所の活動のメカニズムが必要であるという認識にもとづくものではなかったと思われ、仮にそうだとすると、そのような認識が総会全体のものになることはなかったであろう。

- (7) Постановление No. 15 Пленума Верховного Суда СССР от 5 декабря 1986 г. «О дальнейшем укреплении законности при осуществлении правосудия». «Бюллетень Верховного Суда СССР», 1987, No. 1, стр. 8.
 (8) この連最高裁判所総会に出席した連科学アカデミー付属国家・法研究所のイ・エリ・マツルビンは、誤判の実際の数について、上記のようになっている。「連邦構成共和国最高裁判所、自治共和国最高裁判所、州裁判所および辺区裁判所の所員にたいしてしばしばおこなったアンケートの結果は、取り消され、または変更された刑事判決(民事判決)の統計は、誤判の真のひろまりを反映していないことを示している。質問を受けた人たちの意見によると、違法および不当な刑事判決の数は、上級審によって取り消された数より約四〇%多い。このように、明るみにだされていない(潜在的な)誤判、すなわち、統計に記録されておらず、刑事判決(民事判決)の取消しおよび変更のベースラインに反映されていないものが存在する可能性がある」(И. Д. Петрухин. Правосудие и законность. «Советское государство и право» (СГП) и «СГП» и «СГП», 1987, No. 6, стр. 78)。
 (9) このヴィーテペスタ事件の詳細については、И. Таманов. Метастазы. «П», No. 9, 2 марта 1988 年など。
 (10) См. А. Ваксберг. Указ. статья.

論

- (11) 《Бюллетень Верховного Суда СССР》, 1987, No. 1, стр. 8.
- (12) См. А. Ваксберг. Указ. статья.
- (13) См. Демократизация и законность. 《Правда》, 14 марта 1988.
- (14) 週刊紙『文学新聞』は、「しかし、このような自白偏重の捜査の事例を紹介して、批判しているが、クラスノダール辺区ソチ市検察庁の上級取調官等が自白偏重の違法な捜査によってロシア連邦共和国刑法典第一七四条〔贈賄罪〕および同条の「贈取賄斡旋罪」違反容疑の事件をめぐらした例として、А. Борин. Преступление прогня правосудия. 《ЛП》, No. 32, 5 августа 1987; Возбуждено уголовное дело. 《ЛП》, No. 38, 16 сентября 1987; А. Борин. Старинная игра. 《ЛП》, No. 14, 6 апреля 1988 等等。
- (15) А. Ваксберг. Указ. статья.
- (16) См. И. Л. Петрухин. Правосудие и законность. 《СПИП》, 1987, No. 6, стр. 79.
- (17) См. А. Ваксберг. Указ. статья. このような欠陥は、一部であるにせよ、裁判官自身も認識しているところわれている。一九八八年に、ある研究者グループがソ連司法省付置全連邦司法勤務員研修所または共和国司法勤務員研修講座で研修を受けた人民判事および上級裁判所員二二二名にアンケートをおこなったが、そのアンケート結果によると、そのうちの六二%の裁判官が、「司法システムはあまりにも訴訟側寄りになっている」と思っており、また、「裁判所での検察側と弁護側との不平等」と「刑事訴訟での防衛権の保障の不十分さ」を指摘した裁判官の比率は、それぞれ四〇%と二五%であった（Пути совершенствования системы уголовной юстиции. 《СПИП》, 1989, No. 4, стр. 87)。
- (18) См. 《Бюллетень Верховного Суда СССР》, 1987, No. 1, стр. 9.
- (19) Там же.
- (20) См. там же.
- (21) См. А. Ваксберг. Указ. статья.
- (22) См. Правосудие и время. 《Известия》, 25 октября 1986.
- (23) 《Бюллетень Верховного Суда СССР》, 1987, No. 1, стр. 9.
- (24) См. напр. Конституционные основы правосудия в СССР. Под ред. В. М. Савицкого. М., 1981, стр.

説

165 頁以下。

- (25) Бюллетень Верховного Суда СССР, 1987, No. 1, стр. 10.
- (26) Постановление No. 1 Пленума Верховного Суда СССР от 3 апреля 1987 г. «О соблюдении законодательства, регламентирующего участие народных заседателей в осуществлении правосудия». Бюллетень Верховного Суда СССР, 1987, No. 3, стр. 4-8.
- (27) См. Перестройка в правовой системе, юридической науке, практике: Материалы конференции, проведенной в Звенигороде 18—20 мая 1987 г. «СГПИ», 1987, No. 9, стр. 17.
- (28) この理論會議については、竹森正孝による「簡単な紹介がある。竹森「ソビエト法学と「レストロイカ」『法の科学』第一六号（一九八八年）一八二頁以下をみよ。」
- (29) См. «СГПИ», 1987, No. 9, стр. 29.
- (30) シンでは、高等法学教育機関の学生のなかで、夜間部および通信部の学生の占める率が高い。たとえば、一九八六—八七学年度のはじめ、昼間部、夜間部および通信部の学生数の比率は、それぞれ二九・五%、一四・九%、五五・六%であった。ある研究者は、「このようなアンバランスを是正しなければならぬ」として、昼間部の学生の占める率を五〇%ないし六〇%にまで高めることを提案している（Юридическая наука и практика в условиях перестройки. «Коммунист», 1987, No. 18, стр. 65）。
- (31) См. «СГПИ», 1987, No. 9, стр. 29-30.
- (32) Учиться демократии, утверждать законность. «Коммунист», 1987, No. 5, стр. 12.
- (33) この全連邦理論會議の時点では、裁判官が共産党員であることの是非についての問題は、サヴィーツキーにかぎらず、多くの人々にも意識されていなかったと思われる。仮に意識されていたとしても、この問題を公然と論じる者はいなかった。サヴィーツキーは、のちに、「私はよく、裁判官が独立をたもつためには非党員であるべきか、裁判所で仕事をする期間、党員であることをやめるべきではないかと聞かれる」と記し、「裁判官の独立」の原則の観点から、この問題を取り上げているが、その時点では、まだ答えをだしていない。彼は、「この問題を複数政党制への移行という大きな問題との関連で考えることを主張している（В. Савицкий. Судебная защита прав личности в СССР, стр. 19. Уш・Н・М・С・サヴィーツキー（稲

論

子恒夫訳）「ソ連における人権の保護と裁判所」ソビエト研究所編『ソビエト研究』第三号、130頁）。この問題については、つぎの作業のなかで検討するが、ここでは、ソ連共産党が「政治的・イデオロギー的独占支配体制」（第二八回党大会の綱領的声明）の放棄を決めたのちに起こったつぎの二つの事実を指摘しておく。第一は、九〇年五月から六月にかけてひらかれた第一回ロシア連邦共和国人民代議員大会が採択し、つぎの第二回大会で審議し、決定することになっている「権力についての布告」の原案のたたき台のなかで、「裁判官および国家の法保護機関のその他の主要勤務員の政党および社会・政治運動体への所属」の禁止が定められていることである（《Аргументы и факты》，No. 25, 23-29 июня 1990）。第二は、九〇年八月に、アルメニア共和国最高裁判所の共産党の党員会議が、「真の民主主義の不可欠の要求のひとつは、政局からの裁判所の独立である」として、最高裁判所の非政治化（基礎党組織の活動の停止）を決定するとともに、アルメニア共和国最高ソビエトにたいして、政党、政治団体および社会運動からの共和国裁判機関の完全な独立を法的に確認することを提案したことである。ここでは、党員であることを一時やめるかどうかは個人の排他的な権利とされており、やめることに同意しないときは、その裁判官は、別のところの党組織で党員登録をするものと規定されている（Верховный суд деполитизируется. 《Известия》，16 августа 1990）。

(34) См. 《СПИП》，1987, No. 9, стр. 30.

(35) 「屈辱的な依頼者の役」は、車の手配を依頼するときだけでなく、裁判所の建物の修理を依頼するときなどにも、演じられてきた。それは、人民裁判所を自分の「下級組織（подчинённая организация）」とみ、「裁判所の自主性」の主張に不平をならべることもある地区の党委員会およびソビエト執行委員会が人民裁判所の物的諸条件の管理に責任を負ってきたからである（Над судом каплет……. 《Советская Россия》，19 мая 1988）。

(36) См. 《СПИП》，1987, No. 9, стр. 31-32.

(37) ソ連では、この「憲法コントロール（конституционный контроль）」概念と、以下の本文にでてくる「憲法監督（конституционный надзор）」概念との関係についてのようだとと見えるかどうかについて論争があるが、二つの概念のあいだにちがいを認める論者によると、「憲法コントロール」は、「コントロールする機関が、違法な（または連邦憲法に適合しない）アクト（акт）の取消しをさくめつ、コントロールを受ける機関の活動に直接に干渉することができること」（В. М. Курицын. Переход к напу и революционная законность. М., 1972, стр. 202）であり、他方、「憲

法監督」は、「監視して、違法なアクトについてコントロールする機関に異議申立てをするだけのこと」(Tam ke)である。「憲法監督」には、取消し権がふくまれていないのである。これにたいして、両概念のちがいを認めない論者は、右の二つの内容を一括して、それに「憲法コントロール」の用語をあてているが、前者の見解をとる者のほうが多数と思われる。以下の本文では、サウィーツキーのような、二つの概念のちがいを認めない論者からの引用は別にして、そのちがいを主張する論者にしたがって、「憲法コントロール」と「憲法監督」の用語をそれぞれ右のような意味で使っているということをあらかじめ断っておきた。

- (38) Cm. 《Cf. II》, 1987, No. 9, crp. 33. サウィーツキーは、そのほかに、刑事手続における裁判所の役割を高めるために、つぎのようなことも提案している。(i) 被疑者(容疑者)、その弁護人または法定代理人の請求にもとづいて、強制処分としての勾留を選択した検察官の決定の正当性を審査する権限を裁判所にあたえること、(ii) 取調べの段階での訴訟手続の中止の理由を受け入れることができないときは、例外なしに、名誉回復のために裁判所での事件の審理を請求する権利を被疑者にあたえること、(iii) 取調べの段階での刑事事件の着手の中止または訴訟手続の中止に関する決定について裁判所に不服申立てをする権利を被害者、犯罪を申告した者その他の利害関係人に認めること、(iv) ソ連検事総長の許可にもとづいて更新された被疑者の勾留期間が満了したのちは、ソ連最高裁判所の決定にもとづいてのみ、その勾留期間をさらに更新することができ、決定がえられなかったときは、被疑者をただちに釈放すること(Tam ke, crp. 31-32)。これらの提案は、いままでもなく、刑事訴訟法の改正を必要とする。

(39) この社会主義的法治国家論については、さしあたり、森下敏男「社会主義的法治国家論の検討」『神戸法学雑誌』第三八巻、第三号および第四号、小森田秋夫「社会主義的法治国家論をめぐる」『ソビエト研究所ビュレティン』第二号をみよ。

(40) Cm. 《Cf. II》, 1987, No. 9, crp. 33-34.

(41) Tam ke, crp. 34-35.

(42) Cm. Tam ke, crp. 35.

Ⅲ 改革論の諸相—その一

一 「裁判官の独立」の原則の保障をめぐる諸問題

(1) 裁判官の選任方法と任期

七七年憲法は、旧第一五二条第二項で、最下級裁判所である地区（市）人民裁判所の人民判事（職業裁判官）は、「普通、平等および直接の選挙権にもとづき、秘密投票により、地区（市）の市民によって、五年の任期で選挙され」、同裁判所の人民陪席判事（素人の参審員）は、「勤務場所または居住地ごとの市民の集会において、公開投票により、二年半の任期で選挙される」と定めていた。司法のペレストロイカがはじめたのち、「裁判官の独立」の原則の保障の問題で、大きく取り上げられたもののひとつは、裁判官総数約一万四、〇〇〇名のうち約一万一、〇〇〇名を占めるといわれている人民判事の右の選任方法にもとづく選出の実態であった。市民による人民判事の直接選挙制は、三六年憲法ではじめて採用されたが、それは、裁判への市民の参加を拡大し、市民による裁判のコントロールを強化するためだけでなく、それまで人民判事の選任権をもっていた地方の権力機関から彼らを独立させ、それによって彼らの活動にたいする地方の権力機関の影響または干渉の可能性を排除するためでもあった。それ以降、この選任方法は、上級裁判所の裁判官の選挙制とともに、一般に、「裁判官の独立」の原則を保障し、外部からの任意の影響を排除するものとしても理解されることになった。しかし、その実際の運用は、「裁判官の独立」の原則を保障するどころか、その侵害をもたらしたのである。

八一年七月のロシア連邦共和国の地区（市）人民裁判所選挙法は、七七年憲法の旧第一五二条第二項、八〇年の基

本裁判所構成法⁽⁵⁾第二〇条および八一年のロシア連邦共和国裁判所構成法⁽⁶⁾第二二条にもとづいて、同共和国の人民判事の選挙手続をくわしく定めている。この人民裁判所選挙法によると、地区(市)人民裁判所は、行政区画としての地区、その地区に属さない市、および市内地区に設置され(第七条)、各人民裁判所に配属される人民判事および人民陪席判事の数は、その所在地を管轄する自治共和国最高ソビエト幹部会または辺区、州、モスクワ市もしくはレニングラード市等の人民代議員ソビエト執行委員会が、それぞれ、自治共和国司法大臣、当該執行委員会司法部長の提案にもとづいて決めることになっている(第八条)。人民判事の選挙は、それが所属することになる人民裁判所の管轄区域内の選挙区でおこなわれ、各選挙区からは一名ずつ選ばれる(第九条)。いわゆる小選挙区制であり、当該人民裁判所に属する人民判事と同じ数の選挙区がその管轄区域内に設けられるのである。人民判事の候補者(候補者資格)選挙の期日までに二五歳に達しているソ連市民)は選挙区ごとに推薦され、その推薦は、共産党、労働組合、コムソモール、協同組合その他の社会団体の「地区、市もしくは市内地区の機関」、労働集団または部隊の軍勤務員集會がおこない(第三五条)、これら以外の組織による推薦や自薦は認められていない。推薦された候補者は、「地区、市、または市内地区の人民判事選挙管理委員会」で選挙区ごとに登録を受ける(第三八条第一項ないし第三項)が、ここで注目されるのは、人民裁判所選挙法が、当該選挙管理委員会は「選挙区ごとに推薦された人民判事の候補者を全員登録しなければならない」とわざわざ規定していることである(同条第四項)。投票用紙は、選挙区ごとに準備され、それには、登録を受けた当該選挙区の候補者全員の氏名および父称が、推薦組織の名称とともに、アルファベット順に記載されることになっている(第四〇条第一項)。この投票用紙を投票所で受け取った選挙人は、投票用紙記入用ボックスで支持する候補者以外の者の氏名等を抹消して、これを投票箱に入れる(第四七条)。投票の結果、

当該選挙区の選挙人総数の過半数の票を獲得した候補者が当選人とされ（第五〇条第三項）、その過半数の票をえた候補者がいなかった場合、いいえれば、当選人がいなかった場合には、再選挙ということになる（第五三条第一項）。

このように、人民裁判所選挙法では、小選挙区・複数候補者制が採用されているが、実際は、各選挙区に候補者一名という慣行がこれまで続いてきたのであり、しかも、その「人民判事の候補者の選抜」は事実上、「党委員会の勤務員の手」によっておこなわれてきたのである。⁽¹⁾市民による人民判事の直接選挙といっても、それは、候補者そのものの選出ではなく、ノメンクラトゥーラ制度にもとづいて地区等の党委員会が選抜した特定の候補者を信任するか否かの選出を意味するにすぎないといえる。サヴィーツキーは、この点について、「住民による裁判官の選挙は、所定の手続により、すでにある決議に勝手に法的効力を付与する行為にすぎないものになっている」と批判して、その信任・不信任の選出の余地が残されていることすら認めていない。これは、投票の秘密が憲法上の原則とされているにもかかわらず、右に説明した抹消式投票の方法がとられ、しかも、投票に関する事務をおこなう選挙管理委員会のなかに党組織の代表がいるかぎり、選挙人の自由な意思表示は期待することができないという判断にもとづくものといえるであろう。ともあれ、人民裁判所選挙法のこのような運用は、人民判事の地区等の党委員会への従属をもたらすことになる。それは、この地区等の党委員会およびソビエト機関の中枢部、すなわち「現地当局」にさからえば、つぎの選挙の時に推薦されず、また上級裁判所の裁判官のポストにも推薦されないのではないかという意識が人民判事のなかに生まれるからである。⁽²⁾この人民判事の「現地当局」への従属は、裁判所の建物や自動車、人民判事の住戸など、その物的諸条件が多く、地方ソビエトの執行機関に依存していることによって、さらに深まることになる。このような従属

状態が「現地当局」あるいは地元の有力者による裁判干渉の土壤となっていたことはいうまでもない。ここから、「裁判官の独立」の原則を保障するために、候補者の選抜方法をふくめて、人民裁判所選挙法のそれまでの運用ないしは人民判事の選任方法そのものを変えること、また任期五年という規定を見直すことが提起されてくることになる。

ア・ボンネルは、それまでの人民判事の候補者の選抜が秘密裏におこなわれてきたことを批判したのち、これを「高等法学教育を修了し、当該年齢に達し、法律職の一定の実務経験と生活経験を有するすべてのソ連市民が参加することができ競争」にもとづいておこなうとともに、選挙区の定員を上回る数の候補者をたてることを提案した⁽¹¹⁾。

ここでは、人民判事の候補者の選抜への共産党のかかわり方の問題はふれられていない。したがって、彼の提案には不明の点があるといわざるをえないが、この提案は、人民判事の被選挙権の要件をいくつかあらたに設けながら、人民裁判所選挙法が本来予定している複数候補者制を実施し、少なくとも候補者のあいだからの人民判事の最終的な選抜は選挙人の意思にゆだねることによって、右にのべたような弊害を取り除こうとしたものといえるであろう。この意味で、ボンネルの提案は、基本的に、人民裁判所選挙法のそれまでの運用の改善案といった性格のものにとどまる。

このような提案にたいして、サヴィーツキーは否定的な見解をのべている。彼によると、候補者が複数であっても、「上の同意 (Начальственное Согласованное) をえた者」のあいだから選⁽¹²⁾ぶことに変わりがない。彼らは、ひきつづき裁判官のポストにとどまるために、「党委員会の勤務員」に気に入られるようにするのである。つまり、サヴィーツキーは、複数候補者のあいだからの人民判事の最終的な選抜が選挙人の意思にゆだねられていても、その候補者の選抜が「党委員会の勤務員の手」によっておこなわれるかぎり、人民判事の「現地当局」への従属という状況は変わらないというのである。共産党は、その一党支配体制のもとで、党による国家機関の「指導 (Руководство)」の

ひとつとして、その「要員の選抜、教育および配置」をおこなってきた。裁判所にたいしても、その例外ではなかつた。⁽¹³⁾ノメンクラトゥーラ制度は、この要員の「正しい選抜と配置」を保障する「有効な手段のひとつ」とされてきた。⁽¹⁴⁾人民判事の職は、地区等の党委員会のノメンクラトゥーラ職名表（選出、任免等に任意の党委員会または国家機関の事前の決議または同意を必要とする職の一覧表）に属しており、したがって、地区等の党委員会（実際は、そのなかの実力者）が人民判事の候補者を決定してきた。共産党の「政治的・イデオロギー的独占支配体制」（第二八回党大会の綱領的声明）を人事面で支えてきたこのような制度の存続を前提とするならば、サヴィーツキーの批判はあつているといえるであろう。

さて、右のような批判を展開するサヴィーツキーにとっては、「人民判事（彼らは、すべての民事事件および刑事事件の九八％を審理している）を地区権力の『指導的、先導的および組織的』影響から『引き離す』⁽¹⁵⁾」ことが何よりもまず必要なことになる。彼は、すでにみたように、八七年五月の全連邦理論会議で、そのための改革案として、人民判事の連邦構成共和国最高ソビエトによる選挙制または同幹部会による任命制とその任期の一〇年までの延長を提起していたが、のちには、連邦構成共和国の司法大臣の提案にもとづく最高ソビエト幹部会による任命制と終身制（正確にいえば、年金受給年齢六〇歳に達するまでの期間）の採用を強力に主張した。⁽¹⁶⁾彼によると、「われわれの伝統的な法意識からすれば、これはバラドックスのようにみえるが、このようなシステムのほうが、結局のところ、現存のシステムより民主的である。裁判官に終身で、正確にいえば、年金生活に入るまでポストをあたえ続けることによってのみ、現地当局や中央権力からの裁判官の外的および内的独立が実際に保障されるのである。⁽¹⁷⁾」サヴィーツキーは、それと同時に、地区等のレベルではなく、州のレベルで人民判事の「党員登録」をおこなうことをあらためて

説 提案した。⁽¹⁸⁾ここでは、ノメンクラトゥーラ制度そのものについての言及はないが、この時点の彼においては、ノメン

クラトゥーラ制度の存続を前提として、これまで地区等の党委員会のノメンクラトゥーラ職名表に属していた人民
判事の職を州などの上級の党委員会のそれに移すことが考えられていたと思われる。

このような提案は、クドゥリャーフツェフなどによっても示唆されていた。⁽¹⁹⁾たとえば、クドゥリャーフツェフは、
しばしば誤判の原因ともなっている「現地当局または『有力者』」による裁判干渉をなくすためには、「地方への従属
から裁判官を脱せしめ、そして、よくいわれるように、裁判官の『ノメンクラトゥーラ』を上げることが必要である。
注意をうながしたいのは、多くの国で、裁判官が権力の最高機関によって任命され、しかも、しばしば年金生活に入
るまでその身分が保障されていることである」とのべて、人民判事の任命制と終身制を肯定的にとらえていたのであ
る。⁽²⁰⁾

人民判事の任命制と終身制についての提案にたいしては、当然、反対意見がでてくることになる。ア・コーブリコ
フによると、裁判所の改革についての諸提案を評価する場合、「レーニンの理論的遺産」（原文はイタリック体）に依
拠する必要があるが、そのレーニンは、「人民による裁判官の選挙制を民主的な原則と考え、裁判官の終身制に反対し
た」のである。⁽²¹⁾ここから、コーブリコフは、裁判官の任命制と終身制についての提案に反対しながら、「市民が数名
の候補者のあいだから選ぶ機会を実際に有し、そして、このような候補者の選抜が個々の公務員の判断や好意に左右
されない」方向で、裁判官の選任方法を変えていくことが望ましいと主張することになる。⁽²²⁾この主張は、基本的には、
先にみたボンネルの提案と同じように、人民裁判所選挙法のそれまでの運用を改善し、それによって人民判事の「現
地当局」への従属状態を打開しようとしたものといえるが、ここでは、人民判事の任期を何年にするかという問題だ

けでなく、人民判事の候補者の選抜への共産党のかかわり方の問題もふれられていない。ただ、その候補者の選抜が「個々の公務員」の恣意的な判断にもとづいておこなわれてはいけなさと指摘されているだけである。これは、ノメンクラトゥーラ制度の運用にもなう欠陥⁽²³⁾（縁故人事など）を是正する必要性を指摘したものとと思われるが、コープニコフがこれまでのノメンクラトゥーラ制度を前提として議論を展開しているとすれば、彼の提案にたいしては、先にみたサヴィーツキーの批判がそのままあてはまることになる。そのほか、たとえば、ペトゥルルーヒンのように、州（辺区）裁判所の裁判官とともに、人民判事も、連邦構成共和国の最高ソビエト幹部会によって、これまでよりも長い任期（二〇年）で複数の候補者のあいだから選ばれるようにすることを提案している論者⁽²⁴⁾、より一般的にいえば、裁判官の選挙制を主張する論者がその任命制にたいして否定的であることはいうまでもないであろう。

このように、とくに人民判事を「現地当局」から独立させるために、人民判事のそれまでの選任方法の運用実態をあらため、人民裁判所選挙法が本来予定している複数候補者制の実施（競争原理の導入）を前提とした市民による人民判事の選挙制を主張する案、人民判事のそれまでの選任方法に代えて、連邦構成共和国の最高ソビエトまたは同幹部会による人民判事の選挙制を主張する案、さらに、選挙制ではなく、連邦構成共和国最高ソビエト幹部会による人民判事の任命制を主張する案が提起された。とくに人民判事の任命制については、任期制ではなく、終身制と対で提案された。終身制の主張は、たとえ人民判事の任期を延長したところで、人民判事の「現地当局」への従属をもたらす要因、すなわち、再度推薦されてそのポストにつくためには、「現地当局」との衝突は避けなければならないとする人民判事の心理をなくすことはできないという認識にもとづくものであるが、ともあれ、これらの提案は、共産党の「政治的・イデオロギー的独占支配体制」を人事面で支えてきたノメンクラトゥーラ制度の問題をぬきにしては語

説
ることができない。このことは、つぎに検討する裁判官の身分保障をめぐる議論についてもいえる。

(2) 裁判官の身分保障

論

七七年憲法は、旧第一五二条第五項で、「裁判官および人民陪席判事は、選挙人および自分を選挙した機関にたいして責任を負い、報告義務をもち、法律の定める手続により、これらによってリコールされる」と記して、裁判官および人民陪席判事の選挙制とともに、彼らの責任・報告義務・リコール制を裁判所の憲法上の組織原則とした。ソビエト憲法史上はじめて「裁判官の独立」の原則を定めた三六年憲法には、このような規定はなく、連邦法である三八年の裁判所構成法で、それまで裁判所の組織原則とされてきた裁判官の交替制(сменяемость)の原則にもとづいて、「裁判官の解職および人民陪席判事の解任は、選挙人によるリコールまたは裁判所の刑事判決によらなければ、許されない」(第一七条)と定められた⁽²⁵⁾。ここでは、裁判官および人民陪席判事の身分保障に重点をおいた表現の仕方になっているが、ともあれ、この規定は、そののち、報告義務についての規定(第二九条)とともに、この裁判所構成法の廃止にもなつて制定された五八年一二月の基本裁判所構成法(さらに、これにもとづいて制定された各連邦構成共和国の裁判所構成法)⁽²⁷⁾に受け継がれ(第三三条ないし第三五条)、そして、右に引用したように、七七年憲法の旧第一五二条第五項に定められるにいたつた。ここで取り上げなければならないのは、このリコール制に端的に表現されている裁判官の交替制の原則と「裁判官の独立」の原則の関係、いかえれば、裁判官の交替制のもとの裁判官の身分保障のあり方の問題である。これは、すでに、一七年の十月社会主義革命後の新しい裁判所の本格的な組織化の過程で取り上げられ、それ以降も、裁判所の改革が課題として提起された時、その課題の重要な内容のひとつとされたこともある問題である。ペレストロイカが推し進められている今日、「裁判官の独立」の原則を保障するため

に、この問題もあらためて提起され、とくに地区（市）人民裁判所の人民判事の身分保障のこれまでのあり方が問われることになった。

八〇年六月の基本裁判所構成法は、七七年憲法の成立にともなって五八年の基本裁判所構成法が改正されたものであるが、これは、一方で、七七年憲法の旧第一五二条第五項を受けて、裁判官および人民陪席判事の責任・報告義務・リコール制についての規定をおき（第三四条および第三五条）、他方で、七七年憲法の「裁判官の独立」の原則の規定（旧第一五五条）を受けて、裁判官および人民陪席判事の身分保障についての規定をおいている（第三五条ないし第三七条）。八一年七月のロシア連邦共和国裁判所構成法は、基本裁判所構成法のこれらの規定にしたがって、同共和国の裁判官および人民陪席判事の身分をつぎのように保障している。

第一は、リコール手続の法定化である。恣意的なりコールを排除するためには、何よりもまず、リコール手続を法律で厳格に定めることが必要であり、これが、裁判官の身分を保障し、それによって「裁判官の独立」の原則の保障を強化するためのひとつの措置であることは、いうまでもない。⁽²⁸⁾ 裁判所構成法は、第七二条第一項で、「裁判官および人民陪席判事は、選挙人もしくは自分を選挙した機関によるリコールまたは裁判所の刑事判決によらなければ、任期終了前にその権限を奪われない」とし、同条第二項で、「裁判官および人民陪席判事は、選挙人もしくは自分を選挙した機関の信頼にこたえなかったとき、または裁判官もしくは人民陪席判事という高貴な名にふさわしくない行為をしたときは、これをリコールすることができる」と記して、リコール事由を定めている。そして、同法は、とくに人民裁判所の人民判事および人民陪席判事のリコールの手続については、同共和国地区（市）人民裁判所人民判事・人民陪席判事リコール手続法にゆだねている（第七二条第三項）。八一年七月のそのリコール手続法⁽²⁹⁾によると、人民

説論

判事のリコール問題を提起する権利は、人民判事の候補者を推薦する権利を有する共産党、労働組合、コムソモール、協同組合その他の社会団体の「地区、市または市内地区の機関」、労働集団および部隊の軍勤務員集会にあたえられている（第二条）。これらの団体等は、そのリコール問題を提起するときは、その理由とともに、当該人民判事にその旨をつたえ、彼は、口頭または書面で、リコール問題を提起した団体等に積明をすることができる（第三条）。リコール問題を提起した団体等は、その決議を地区、市または市内地区の人民代議員ソビエト執行委員会に送付し、その送付を受けた執行委員会は、提出された資料を検討し、当該リコール問題がリコール手続法の遵守事項にしたがって提起されたということが明らかになれば、人民判事のリコール投票の実施を決定することになる（第四条）。このあと、この問題は、当該人民判事が選ばれた選挙区の選挙人によって、企業、施設および組織ごとにひらかれる労働集団の集会や部隊および居住地ごとにひらかれる集会で討議され、その討議のうち、公開投票がおこなわれるが、各集会は、それぞれの労働集団、部隊または居住地に所属する選挙人総数の過半数が参加すれば、成立するものとされている（第八条）。各集会でのリコールにたいする賛否の票数は、その他の事項とともに、地区、市または市内地区の人民代議員ソビエト執行委員会が組織する「人民判事リコール投票実施委員会」に送られ（第九条第二項）、同委員会は、それらを集計し、リコール投票の結果を確定し、そして、当該人民代議員ソビエト執行委員会にそれを通知する（第一〇条）。人民判事のリコールは、当該選挙区の選挙人総数の過半数がリコールに賛成したときに、成立するものとされている（第一条）。

第二は、長期にわたる病氣などを理由とする解職の手続の法定化である。裁判所構成法は、第七三条第一項で、「裁判官および人民陪席判事は、長期にわたる病氣のとき、またはその他の正当な理由にもとづく本人の願い出があ

ったときは、任期終了前にこれを解職することができる」と定め、同条第二項以下で、各級裁判所の裁判官および人民陪席判事を任期終了前に解職する権限を有する機関を列挙している。上級裁判所の裁判官（所長、副所長および所員）および人民陪席判事の右の理由にもとづく任期終了前の解職は、それぞれ対応する人民代議員ソビエトがおこなう（同条第四項ないし第六項）が、人民裁判所の人民判事については、それが所属する人民裁判所の所在地を管轄する自治共和国最高ソビエト幹部会、辺区、州もしくは市の人民代議員ソビエト執行委員会または自治州もしくは自治管区の人民代議員ソビエト執行委員会が、ロシア連邦共和国司法大臣の提案にもとづいて、おこなうことになっている（同条第二項）。

第三は、刑事訴追などの場合に、最高ソビエトまたは同幹部会の同意を必要としていることである。裁判所構成法によると、人民裁判所の人民判事および人民陪席判事ならびにロシア連邦共和国最高裁判所をのぞく上級裁判所の裁判官および人民陪席判事は、ロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会の同意がなければ、刑事訴追を受けたり、勾留されたり、または裁判手続による行政罰を科せられたりすることはなく、最高裁判所の裁判官および人民陪席判事の場合には、最高ソビエト（会期と会期のあいだは、同幹部会）の同意が必要とされている（第七五条）。

最後は、懲戒手続の法定化である。裁判所構成法は、第七六条で、「裁判官は、ロシア連邦共和国最高ソビエト幹部会により承認されるロシア連邦共和国裁判所裁判官懲戒規程の定める手続により、懲戒責任を負う」として、裁判官の懲戒の手続を懲戒規程にゆだねている。七六年五月の懲戒規程は、第二条で、裁判官の懲戒事由として、(i)不注意または規律のみだれによる裁判活動上の失策、(ii)労働規律違反、(iii)ソビエト裁判官にふさわしくない非行の三点をあげ、第三条で、懲戒事件を審理するために、自治管区、自治州、市、州および辺区の各裁判所、自治共和

説論

国最高裁判所ならびにロシア連邦共和国最高裁判所に「懲戒部(Коллегия по дисциплинарным делам)」を設置することを規定している。懲戒規程によると、この懲戒部は、ロシア連邦共和国最高裁判所をのぞく右の各裁判所に設置する場合には、それぞれ対応する人民代議員ソビエト執行委員会(自治共和国最高裁判所の場合には、同共和国最高ソビエト幹部会)が、当該裁判所長および執行委員会司法部長(自治共和国最高裁判所の場合には、同最高裁判所長および同共和国司法大臣)の共同提案にもとづいて、五年の任期で、当該裁判所の所員ならびに当該裁判所の管轄区域内の人民裁判所の所長および人民判事のなかから部長と構成員五名ないし七名を選出して、組織し、ロシア連邦共和国最高裁判所に設置する場合には、同共和国最高ソビエト幹部会が、最高裁判所長の提案にもとづいて、五年の任期で、最高裁判所員のなかから部長と構成員五名ないし七名を選出して、組織することになっている(第四条)。前者は、人民裁判所の所長および人民判事ならびにロシア連邦共和国最高裁判所をのぞく上級裁判所の所員に係る懲戒事件を審理し、後者は、ロシア連邦共和国最高裁判所の所員ならびにそれ以外の上級裁判所の所長および副所長に係る懲戒事件を審理する。ロシア連邦共和国最高裁判所の所長および副所長の懲戒責任の問題については、同共和国最高ソビエト幹部会が直接解決をするものとされている(第五条)。

つぎに、懲戒規程は、懲戒の申立てをおこなう権利を有する機関をあげているが、それによると、(i)ロシア連邦共和国最高裁判所長は、同共和国のすべての裁判官について、(ii)ロシア連邦共和国司法大臣は、ロシア連邦共和国最高裁判所の裁判官をのぞくすべての裁判官について、(iii)ロシア連邦共和国最高裁判所をのぞく上級裁判所の所長は、それぞれの裁判所員、その管轄区域内の人民裁判所の所長および人民判事について、そして(iv)自治共和国司法大臣ならびに辺区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会司法部長は、その管轄区域内の人民裁判所の所長

および人民判事について、それぞれ、該当する裁判所の懲戒部に懲戒の申立てをおこなう権利を有している（第六条第一項）。この申立てを受理した当該裁判所の懲戒部は、部長および構成員二名の合議体で、事件の審理を開始し（第一〇条ないし第一三条）、その結果、懲戒事由にあたる事実が存在し、しかも、懲戒をおこなうことが妥当であると判断したときは、懲戒として、注意、戒告または嚴重戒告をおこなうことになる（第一四条）。懲戒を受けた裁判官は、その決定に不服があり、しかも、それがロシア連邦共和国最高裁判所ではなく、ほかの上級裁判所の懲戒部のものであれば、ロシア連邦共和国最高裁判所の懲戒部に上訴することができる（第一九条第一項）が、最高裁判所の懲戒部の決定は、最終のものとされている（第二一条第二項）。なお、懲戒部は、懲戒の申立てのあった裁判官がその職にとどまるのはふさわしくないと認めたときは、当該裁判官のリコール問題を法律の定める手続により提起させるために、懲戒の申立てをおこなった者にその旨を通知し、さらに、犯罪の徴憑があるときは、法律の定める手続による当該裁判官の刑事責任の追及の問題を提起するとともに、懲戒の申立てをおこなった者にその旨を通知することができる（第一五条⁽³²⁾）。

このように、裁判官には、リコール手続などの法定化によって身分保障があたえられているが、ここに、問題がないわけではない。第一に、ヴェ・イ・チェレビロフによると、「気に入らない、『反抗的な』裁判官のリコール」は、「党およびソビエトの責任ある指導者」にとってそれほど困難なことではないという点である。彼は、「四年間（一九八三〜八六年）に、選挙人は、さまざまな理由にもとづいて、裁判官総数の約一・五％にあたる一六三名の人民判事をリコールした⁽³⁴⁾」と記し、ソ連司法大臣（当時）ベ・ヴェ・クラフツォーフは、一九八六年だけで、「職務をはたせなかったとして一四名の裁判官が解職され、裁判官の名誉をけがす行為や越権行為を理由に七六名の裁判官がリコ

ールされ、そして八三七名の裁判官が懲戒を受けた⁽³⁵⁾とのべている。ここには、クラフツォーフのいう「裁判官」は人民判事だけをさしているのか、それとも上級裁判所の裁判官をもふくんでいるのかということなど、不明な点がいくつかみられるが、ともあれ、「裁判官のリコールは、それほどよくあることではない⁽³⁶⁾」というチェレビエロフの主張とはちがって、裁判官（とくに人民判事）のリコールの数が多きことは否定できないであろう。しかし、ここでの問題は、ただその数が多いという点にあるのではなく、それが時に恣意的におこなわれているという点にある。したがって、「地方の指導者から裁判官を守ること⁽³⁷⁾」が重要な課題として提起されてくることになる。

チェレビエロフは、その方策のひとつとして、ソ連最高裁判所と連邦構成共和国の最高裁判所に「権威のある専門会議(квалифицированные советы)」または「裁定委員会(апелляционные комитеты)」を設置し、「地方の指導部」ではなく、この機関に、裁判官（とくに人民判事）にたいするクレームに根拠があるかどうかという問題、また、裁判官として不適切かどうか、リコールの実施が妥当であるかどうかという問題を解決する権限をあたえることを提案した⁽³⁸⁾。ここでは、その「専門会議」または「裁定委員会」のメンバーおよびその選出方法などについてはふれられていない。そのため、彼の提案には、はっきりしない点がいくつかあるが、そのねらいが、ノメンクラトゥーラ制度によって人民判事の事実上の人事権を掌握している「現地当局」の恣意性を人民判事のリコール手続から排除することにあることは明白である。

他方、人民判事の任命制と終身制の採用を強く主張していたサヴィーツキーは、それとともに、人民判事の解職の権限を連邦構成共和国の最高ソビエト幹部会だけにあたえ、しかも、人民判事を解職することができる場合（犯罪の实行、重病など）を法律できびしく限定することを提案した⁽³⁹⁾。裁判官の終身制を支持する彼において、裁判官の交替

制の原則の制度的な表現であるリコール制が否定されていることは明らかであるが、⁽⁴⁰⁾ サヴィーツキーの提案の趣旨も、「現地当局」からの人民判事の独立の保障にあることはいうまでもない。

第二の問題は、裁判官の住居の搜索や差押え、裁判官にたいする取調べおよび対質尋問、さらにはその逮捕に、刑事訴追などのときに要する連邦構成共和国最高ソビエト幹部会の同意が必要とされていないという点である。警察官や検察機関勤務員（取調官および検察官）は、「気に入らない裁判官」に報復するために、この点を利用していろいろ⁽⁴¹⁾ いわれているが、チェレビローフは、これについて、先の「裁定委員会」などが裁判官（とくに人民判事）にたいするクレームに根拠があると確認したときは、当該裁判官を停職⁽⁴²⁾、処分にし、そのあと、当該裁判官にたいする取調べなどを認めるべきであるとして、関連法令の改正を主張した。彼によると、「裁判官が停職処分を受けないあいだは、彼は不可侵である」べきなのである。⁽⁴³⁾ そのほか、この点については、ロシア連邦共和国司法省の第一次官ユ・シヴィリンなどによって、裁判官にたいする刑事事件の着手の時から連邦構成共和国最高ソビエト幹部会の同意を必要とすべきであるということが提案された。⁽⁴³⁾

このように、裁判官の交替制の原則を維持しながら、とくに人民判事のリコール手続から「現地当局」の恣意的判断を排除し、それによって「裁判官の独立」の原則の保障を強化しようとする案、また、裁判官（とくに人民判事）にたいする刑事事件の着手に連邦構成共和国最高ソビエト幹部会の同意を必要とすることを主張する案、あるいは取調べなどに特別の手続を設けて、裁判官の身分保障を強化しようとする案が提起された。最初の提案は、ノメンクラトゥーラ制度とかかわりをもつが、そこには、この制度そのものについての直接の言及はない。

(3) 裁判干渉にたいする責任

「裁判官の独立」の原則は、三六年憲法に規定された直後から、侵害を受けることになるが、その侵害の態様の主要なもの、「現地当局」などによる外部からの裁判干渉である。⁽⁴⁶⁾ エム・エス・ストロゴヴィチはかつて、「個人崇拜がゆきわたっていた時におこなわれていた適法性のもっともひどい侵害は、しばしば、裁判官の独立および彼らの法律だけへの従属という原則の侵害であり、裁判への局外者の干渉であった」と語ったが、これは、スターリン時代、外部からの裁判干渉が「裁判官の独立」の原則の侵害の典型的な態様であったということを示している。このような「裁判官の独立」の原則の侵害は、スターリン批判後もみられ、七〇年代に入ると、その程度が具体的な数値で明らかにされることになる。エヌ・ヴェ・ラドウィトウナヤによると、ロシア連邦共和国の人民判事三五〇名を対象にあるアンケートを実施したが、そのなかで、「裁判活動において気に入らないこと、または、不愉快なことは何ですか」という質問にたいして、二二%の人民判事が「自分たちの活動を妨害する要因」である「具体的な事件の審理への地方機関の干渉」をあげた。⁽⁴⁸⁾ もっとも、すでに少し紹介したように、別のアンケート結果によると、調査対象となった裁判官のうち、その一〇%が「横から」や「上から」の圧力、すなわち外部からの裁判干渉に不平をのべたとされている。いずれにせよ、問題の性格からみて、その比率が高いということは、説明を要しないであろう。⁽⁴⁹⁾

ところが、八〇年代に入ると、事態はいっそう悪化する。サヴィーツキーは、この点について、「裁判所にたいする『圧力の度合』はさらに増しつ々ある。七〇年代には、質問を受けた裁判官の一〇%だけが、各種の違法な働きかけを受けたと声明したのにたいして、八〇年代のはじめには、早くもその二五%がそのことをあげ、いまは、その半分以上があげている」⁽⁵⁰⁾とのべて、外部からの裁判干渉がきわめて多いことを明らかにしている。⁽⁵¹⁾ このように、八〇年

代には、「電話法 (телефонное право)」という造語が一般化したことに象徴的にあらわれているように、「地元」の「有力者」が、何ら気がねをせずに、裁判官に電話をして、露骨にあるいは婉曲に圧力をかけるほどにまでなり、その結果、このような外部からの裁判干渉が日常的なことざらとなってしまったのである。ここから、「裁判官の独立」の原則の保障を強化するために、裁判干渉の土壌となっていた人民判事のこれまでの選任方法、リコール制などを改革することとならんで、裁判干渉をあらたに犯罪とし、そのために、関連法令を改正し、新しい法律を制定することが提起されてくることになる。

これまで、ソ連には、裁判干渉にたいする刑事責任を定めた法令はなかった。もちろん、ロシア連邦共和国の刑法典の「第七章・職務犯罪」に、職権濫用または職務上の地位濫用の罪の規定（第一七〇条）と権限を超える行為の罪の規定（第一七一条）があるが、ア・サーハロフなどによると、身分犯であることをはじめとして「これらの規範構造の特質」を考慮に入れると、裁判干渉にたいして、これらの規定をいつも適用できるとはかぎらないのである。⁽⁵⁵⁾そこで、サーハロフなどは、「刑事事件または民事事件の全面的で完全に客観的な審理を妨害する目的」で、裁判官に働きかけたときの刑事責任を定めた「特別の条項」を新しい刑法典に加えることを提案したのである。⁽⁵⁶⁾

この提案にたいして、ア・コーブリコフは、「普通、裁判所に『影響をあたえる』ことの好きな者はみな、正義の擁護者として登場する」のであり、したがって、そのような状況のなかで、「刑事事件および民事事件の全面的で完全に客観的な審理を妨害する目的」が彼らに存在したかどうかを立証することはきわめて困難であり、その「特別の条項」が、構想の上では正しいとしても、「実際に適用されることのない『裝飾』条文 (декоративная статья)」となるおそれがあるということを指摘した。⁽⁵⁷⁾しかし、彼は、裁判干渉にたいする責任を定めた「特別の条項」を刑法典

説に加えることそのものに反対しているわけではない。コーブリコフは、このように懸念をのべる一方、「裁判官の独

立」の原則の保障の強化のために、「裁判所および職務遂行中の裁判官への侮辱」にたいする責任についての規定、

さらに「裁判官への名誉毀損」にたいする責任についての規定をあらたに設けることができるかどうかという問題を提起した。⁽⁵⁶⁾

論

他方、ヴェ・イ・チェレビエーロフは、刑法典に右のような「特別の条項」を加えることではなく、「裁判所侮蔑(неуважение к суду)で表現される諸行為および裁判機関への任意の圧力にたいする責任」を定めた特別の法律を制定することを提案した。⁽⁵⁷⁾ 八七年一月二日にひらかれた全連邦裁判所・司法省機関指導勤務員会議でも、経済改革の実施、行政訴訟法の施行のなかで、「適法性の遵守および裁判活動の効率の向上のもっとも重要な条件となるのは、裁判官の独立の原則の保障、とくに、裁判所侮蔑などにたいする責任を定めた法律の制定による保障である」として、チェレビエーロフの提案と同じ内容のものが提起された。さらに、八八年五月のソ連最高ソビエトの会議で、ソ連最高裁判所長の報告を受けて、代議員ア・イ・マズガヴォイが右のような特別法の制定についての提案を支持する発言をし、⁽⁵⁸⁾ ソ連最高ソビエトは、その他の意見や提案とともに、これを各院の法案審議委員会の検討に付することにした。⁽⁵⁹⁾ これらの案では、刑事罰の対象を裁判干渉に限定せず、裁判所侮蔑にまで拡大しており、そのかぎりでは、これらはコーブリコフの主張と共通した面を有している。

このように、刑法典に関連規定を追加するのか、それとも右のような特別法を制定するのかというちがいはあるにせよ、「裁判官の独立」の原則の保障を強化するために、外部からの裁判干渉、さらには裁判所侮蔑にたいして刑事責任を問うことができる制度をあらたに設けることを主張する案が提起されたのである。

(4) その他の問題

そのほか、「裁判官の独立」の原則の保障の問題で、検討しなければならない点がいくつかあるが、ここでは、つぎの二点を検討しておくことにしよう。

第一は、「区域担当制度 (Зональная система)」と「裁判官の独立」の原則の關係の問題である。八一年七月のロシア連邦共和国裁判所構成法は、第三三条で、辺区裁判所、州裁判所、市裁判所、自治州裁判所および自治管区裁判所の幹部会に、「辺区、州および市の人民代議員ソビエト執行委員会のそれぞれ対応する司法部と調整しながら、法令の正しい適用について地区(市)人民裁判所に援助をする」(第五号) 権限をあたえ、第四五条第六号では、自治共和国最高裁判所幹部会にたいして同じ権限を認めている。この裁判外の権限は、実際には、右の上級裁判所の裁判官(裁判所員)によって、それぞれが所属する裁判所の幹部会の名において行使されるが、弁護士ア・エリ・モローヴェが指摘しているように、これは、「実際に下級裁判官(人民判事のこと―引用者)がその法令をどのように適用しているのか」を調べ、また、その「裁判官が審理している具体的な事件」を調べて、分析しなければ、行使することができない権限なのである。^(註) そのため、上級裁判所の裁判所員とそれぞれの管轄区域内の人民裁判所の裁判官(人民判事)との不断の實務上のむすびつきが必要とされることになる。つまり、上級裁判所の裁判所員に、その管轄区域内の一定の区域を割り当て、その区域内の人民判事による法令の適用にたいする援助および監督のために、当該人民判事と不断に實務上のつながりをもたせることが必要とされるのである。これが「区域担当制度」である。この制度は、法令の適用を統一させることを目的としているが、それは、人民判事における裁判官として必要な専門能力の水準がかならずしも高くないという判断にもとづくものといえるであろう。法令の適用の統一は、本来ならば、審級

制度によって図られるべきものであるからである。

論

さて、この「区域担当制度」が、その内容からして、「裁判官の独立」の原則と抵触することは明らかであろう。モーヴェによると、人民裁判所における法令の適用状況などを調査し、分析するなかで、上級裁判所の「区域担当裁判官 (зональный судья)」は、否でも応でも、「一種の裁判外の顧問」となり、「さまざまな手続外の指示をだす権限」や「下級裁判官の活動を批判する権限」をあたえられ、その結果、人民裁判所の裁判活動への直接の干渉がもたらされることになる。⁽⁶³⁾さらに、「区域担当裁判官」は、人民判事に援助をする場合、「被後見人(人民判事のこと—引用者)の活動の質的指標」にあらわれる「その援助の効果」に責任を負わざるをえず、また、人民判事が誤って法令を適用した場合には、その責任を問われることもある。⁽⁶⁴⁾このことを考慮に入れると、上級裁判所の「区域担当裁判官」が人民裁判所における裁判に干渉するおそれはいっそう強いといわざるをえないであろう。

他方、つぎのような事態も生じている。イ・エリ・ベトゥルーヒンは、人民判事の頭上には、いつも、「刑事判決 (民事判決) の取消しおよび変更」という「ダモクレスの剣」がつるされているとべているが、これは、人民判事の勤務評定が、彼が言い渡した判決の第二審での取消しおよび変更の率によっておこなわれていることを意味している。そのため、人民判事は、ときどき、「刑事判決を取り消され、または変更されないため」に、評議室から直接、上級裁判所の「区域担当裁判官」に電話をし、「その行為には法律のどの条文を適用するのか、どのような刑罰を科するのか」について「助言をもとめる」ことになる。⁽⁶⁵⁾これは、人民判事自身による「裁判官の独立」の原則の放棄以外の何物でもない。ここには、裁判官としての資質の欠如という問題がある。これは、その性格上、裁判官の養成の問題につながっていくことになるが、ともあれ、「区域担当制度」は、右にみたような問題点をかかえているため、

この制度の根拠規定の削除とともに、その廃止が提案されたのである。⁽⁶⁶⁾

第二は、「裁判官の独立」の原則の経済的保障の問題である。すでに若干指摘したように、裁判所の建物や自動車、人民判事の住宅などの物的諸条件の多くは、「現地当局」に依存しており、このことは、人民判事の「現地当局」への従属という状況をもたらす要因のひとつとなっていた。そして、このような従属状態が「現地当局」による裁判干渉の土壌のひとつとなっていたということも、すでにのべたとおりであるが、その物的諸条件の改善そのものは、裁判所の建物の「建て直しと修理に毎年三〇〇万ルーブル以上が支出されている」といわれているにもかかわらず、あまり進んでいないと思われる。ソ連司法大臣（当時）クラフツォーフは、代議員として、一九八八年五月のソ連最高ソビエトの会議で、「裁判所のほぼ半分が、裁判の実施の要求にそわない建物のなかにおかれている。この問題のいまの解決のテンポを考えると、この問題は、長い年月にわたって引きのばされることになるかもしれない」と発言し、⁽⁶⁷⁾ そして、今日、ソ連最高裁判所長イェ・スモレンツェフは、この点について、つぎのように語っている。

「裁判所の三分の一以上は、いまでも、裁判の実施の基本的な要求にそわない建物のなかにおかれている。これらの建物の多くは、事故をひきおこしかねない状態にある。裁判所は実際、現代的な事務機器を備えていなかったため、この点で、大半のヨーロッパ諸国の裁判所に大きく立ちおくれしてしまった。裁判所における刑事事件および民事事件の件数の増加およびその複雑さの増大、その他の問題の解決に関する裁判所の権限のいちじるしい拡大は、勤務員のそれにふさわしい増員をとまなわなかった。このことは、裁判官の慢性的な負担過重、仕事における性急さをもたらした。」⁽⁶⁸⁾

このように語ったのち、スモレンツェフは、このようなことすべてが「裁判活動の權威の失墜」と「裁判官要員の

質的構成の悪化およびその流動性の高度化」をもたらしたとのべているが、ともあれ、裁判所の物的諸条件の問題は、いまなお、右のようにいわざるをえない状況にあるのである。裁判官の物的諸条件（とくに住宅）とともに、裁判所への従属状態が生まれ、その結果、「現地当局」による「裁判官の独立」の原則の侵害のおそれがつねに存在するということは、説明するまでもないであろう。ここから、裁判所および裁判官の物的諸条件の「現地当局」への依存状態から脱却することが主張されることになり、具体的に、その管理を「現地当局」から中央官庁である司法省およびその機関に移すことが提案された。

「裁判官の独立」の原則の経済的保障の問題で、さらに、ここでふれておかなければならないのは、裁判官の賃金の問題である。サヴィーツキーによると、「裁判官の月給は、警察なみで、農村で一七〇ルーブル、都市で二〇〇ルーブルである。国の平均賃金は、二三〇ルーブルである。」ここであげられている「一七〇ルーブル」と「二〇〇ルーブル」は、農村および都市でのそれぞれの一月の平均賃金であると思われるが、ともあれ、裁判官の一月の賃金はかなり低いといわざるをえない。このことは、同じ法曹であり、しかも、社会的地位が裁判官より低い弁護士ですら、その一月の平均賃金が二五〇ルーブルであることを念頭に入れると、よりはっきりとするであろう。このような低賃金の状態は、いうまでもなく、裁判官の養成の問題に否定的な影響をおよぼし、それと同時に、「裁判官の独立」の原則にも否定的な影響をあたえることになる。サヴィーツキーは、「しばしば裁判官を買収しようとするだけに、なおさらこれをただすことが重要である。裁判官は、物的にも独立していなければならない」として、「裁判官の独立」の原則を保障するためには、裁判官の賃金水準を向上させることも必要であると主張したのである。

二 「裁判官の独立」の原則の理論的再把握と裁判所の独立

前節では、裁判所についての改革論のなかで中心的な位置を占める「裁判官の独立」の原則の保障をめぐる諸議論を検討したが、それらは、裁判官の独立そのもの¹⁾裁判官の職権行使の独立を、おもに「現地当局」からいかに守るかという課題意識にもとづくものであった。また、それらは、三六年憲法に規定されて以来、「裁判官の独立」の原則を、裁判活動における適法性の保障、そしてそれによる適法性の統一と公正な裁判の実現という要請にもとづく裁判官の職権行使の独立として把握する理論的な枠組みのなかでの議論であったが、ここで注目しておく必要があるのは、この理論的な枠組みがひろく設定し直される契機をふくむあらたな理論動向、すなわち、「権力分立」概念を見直し、そして統治機構の組織原理として「権力分立」の原則を受容しようとする動きと右の諸議論との関連である。^(注)

今日、「裁判官の独立」の原則が論じられる場合、これまでとちがって、「裁判所の独立(Независимость суда)」という用語が頻繁に使われるようになり、また、「司法権の独立(Независимость судебной власти)」という用語が使われることもある。これは、社会主義的法治国家の建設という実践的課題の実現のために、その一環として積極的に進められている「権力分立」概念の見直しとのかかわりでとらえなければならぬ現象である。しかし、そこで、「裁判官の独立」の原則のこれまでの理論的な把握との関連、いかえれば、裁判官の職権行使の独立と裁判所の独立または司法権の独立との理論的な関連がつきつめて論じられているわけではない。ただし、裁判官の職権行使の独立を保障するためには、裁判所または司法権をほかの国家机关または権力（とくに行政権）から独立させること（「権力分立」理論の採用）も必要であり、したがって、「裁判官の独立」の原則を、裁判官の職権行使の独立と把握するにとどまらず、さらに、それを保障する裁判所の独立または司法権の独立をふくめて把握しなければならないというこ

とは、若干の論者の主張において示されている。

イ・エリ・ペトゥルーヒンは、「独立しなければならないのは、裁判官だけでなく、裁判所でもある」⁽⁸⁰⁾として、つぎのようにのべている。

「一九七〇年にソ連司法省とその地方機関が復活したのち、裁判制度は、その活動指数を毎年向上させるための官庁の圧力 (Велимственный нажим) を受けている。ソ連司法省とその機関は、少なからず、刑事判決 (民事判決) の取消しおよび変更のパーセンテージで裁判所の活動の質を判断している。その減少は、裁判の質の向上とみなされるのに、その増加は、裁判活動の質の低下の証拠とみなされる。そのさい、刑事判決の取消しおよび変更のパーセンテージの増加は、刑事判決の適法性と妥当性にたいする共和国 (州) の破棄審および監督審の要求の高まりによって、もたらされることもあるということが考慮に入れられていない。これらの要求が高度であればあるほど、取り消されたり、変更されたりする刑事判決 (民事判決) の数は多くなり、低ければ低いほど、その活動指数は、より満足すべきもののようにみえることになる。裁判所の活動の評価にたいする形式的なアプローチは、裁判に大きな損害をあたえているのである」⁽⁸¹⁾

ペトゥルーヒンの主張は、行政機関である司法省およびその地方機関からの裁判所の独立である。ここで彼が紹介しているソ連司法省およびその地方機関の活動は、「裁判所にたいする組織指導」の一環としておこなわれていたものである。一九七一年八月、ソ連司法省の設置にともなって関連法令が改正されたが、基本裁判所構成法には、第三八条の一として、「裁判所にたいする組織指導」の条項が追加された⁽⁸²⁾。それによると、「裁判所にたいする組織指導」の主要な任務は、「裁判官の独立」の原則を厳守しながら、「裁判の目的および裁判所の任務の実現に全面的に協力す

ること」（第四項）であり、ソ連司法省は、その「組織指導」として、つぎのことを具体的にこなうものとされた。

(i) 裁判機関の組織の問題ならびに裁判官および人民陪席判事の選挙の実施の問題に関する提案を作成すること、

(ii) 裁判機関の要員の養成を指導すること、(iii) 裁判機関の活動の組織を点検すること、(iv) ソ連最高裁判所と調整しながら、裁判実務を検討し、総括すること、(v) 司法統計の事務を組織すること（第二項）。この「裁判所にたいする組織指導」の規定は、そのうち、それぞれ必要な修正を受けながら、七二年三月のソ連司法省規程、同年六月のロシア連邦共和国司法省規程、そして八三年四月の辺区および州の人民代議員ソビエト執行委員会司法部規程に具体化され、また、八〇年六月に改正された基本裁判所構成法（第一八条）と翌八一年七月に改正されたロシア連邦共和国裁判所構成法（第一九条）にも当然引き継がれた。しかし、「裁判所にたいする組織指導」概念をどのように把握するかといった点などについては、以前から論争があり、それぞれの立場から問題提起がおこなわれていたが、ここでは、ペトゥルルーヒンが指摘している問題とかわる点にだけふれておく。

右にのべたように、司法省とその地方機関には、裁判所の活動をいっそう改善するために、裁判実務を検討し、総括する権限が認められている。しかし、関連法令には、司法省とその地方機関は、裁判実務の分析にもとづいて、どのような性格の決定をおこなうことができるのか、また、どのような範囲で裁判実務を評価し、そしてその改善に関する指示を裁判所にあたえることができるのかという問題にたいする回答の規定がない。したがって、すでに紹介したように、司法省とその地方機関が「刑事判決（民事判決）の取消しおよび変更のパーセンテージ」という形式的な基準で裁判所（とくに人民裁判所）の活動を評価し、それによって裁判に大きな損害をあたえているといわれるような事態や、「司法省の機関の勤務員」が、裁判所（とくに人民裁判所）の活動の点検のさいに、「刑罰の適用その他

説
 裁判の実施の問題」について「批判的な意見」をのべ、しかも、その意見が、しばしば、当該事件の破棄審や監督審の結論と対立する傾向にあるといわれるような事態が生じることになる。⁽⁸⁷⁾「裁判実務の指導におけるこのようなデユアリズム」⁽⁸⁸⁾は、最近まで維持され、八八年五月のソ連最高ソビエトの会議で、あらためて取り上げられた。代議員ヴェ・エス・シェフチェンコは、「裁判制度の指導の改善についてもじっくりと考える必要がある」として、つぎのように主張した。「問題になっているのは、裁判所にたいする指導のバラレリズムおよび上級裁判所と司法省へのその二重の従属の除去である。実践が説きつけているのは、組織的指導(организационное и методическое руководство)はひとつの手中に、すなわち上級裁判所の管轄下になければならないということである。⁽⁸⁹⁾」ここには、司法省

とその地方機関の廃止も提案されているのかどうかということなど、不明な点がいくつかみられるが、ともあれ、この提案は、ソ連司法大臣(当時)であり、代議員でもあったクラフツォフによって批判されたにもかかわらず、裁判活動への干渉や裁判所侮蔑にたいする責任を定めた特別法の制定についての提案などとともに、ソ連最高ソビエトの各院の法案審議委員会の検討に付されることになった。⁽⁹¹⁾

このように、とくに「裁判所にたいする組織指導」の一環として、司法省とその地方機関が裁判実務の検討と総括をおこない、これにもとづいて裁判実務を評価し、そして裁判所にその改善のための指示をあたえることにたいして、異論がだされてきた。この異論は、おもに「裁判官の独立」の原則の侵害にたいする批判として展開され、このことは、同時に、それが「裁判官の独立」の原則の保障のための主張であることを意味している。ここで「裁判官の独立」の原則という場合、これまでは、ほかの領域でこの原則が問題にされたときと同じように、これを裁判官の独立＝裁判官の職権行使の独立と把握するのが通例であった。しかし、今日、すでに若干のべたようなあらたな理論動向を背

景に、ペトウルーヒンなどのように、この原則を、裁判官の職権行使の独立と把握するにとどまらず、さらに、これを保障するため、司法省およびその地方機関からの裁判所の独立または司法権の独立をふくめてとらえ直す見解があらわれるにいたつたのである。⁽⁸²⁾ 司法省とその機関が、右のように「裁判実務の指導」をおこなうとともに、ノメンクラトゥーラ制度によって上級裁判所の裁判官の一定部分にたいする事実上の人事権を掌握していたこと⁽⁸³⁾を考えると、司法省およびその地方機関からの裁判所の独立が主張されるのは、当然のことであろう。

ところで、裁判所の独立の主張は、その他の領域でもみられる。もちろん、ここでも、「裁判官の独立」の原則のこれまでの理論的な把握との関連が検討されているわけではないが、それが新しい傾向に属するものであることには変わりがない。スタヴロポリ辺区のある市人民裁判所長によると、「さまざまなレベルの検事」のもとに、検察庁、内務機関（警察）および司法省の機関の代表だけでなく、裁判所の代表も参加している「官庁合同調整会議（Межведомственное координационное совещание）」という機関が設けられており、とくに共和国レベルのその機関の決定は、「どのように裁判するかを裁判所に指示している。」⁽⁸⁴⁾ここで、この決定を受け取った裁判官はすべて、これを実行するために、「何をしたかを報告しなければならない」のである。これは、最初に指摘したような裁判所論、すなわち、裁判所を「懲罰機関」としてのみとらえ、しかも、検察庁、警察など、その他の「法保護機関」の地位よりも、裁判所の地位を低くみる考え方にもとづくものであるが、ここでは、「裁判官の独立」の原則は、全面的に否定されかねないような状況におかれているといえるであろう。最近、これと類似した問題が生じている。八九年八月、ソ連最高ソビエトは、犯罪の激増への対策として、「犯罪対策の徹底的強化について」の決定⁽⁸⁵⁾を採択したが、そのなかで、連邦以下の各レベルで、検察機関、内務機関、国家保安機関、裁判所および司法省の機関の代表者、ならびに

当該地域で選出され、または活動しているソ連人民代議員をメンバーとする「臨時犯罪対策委員会」を設置することを決めた。⁽⁹⁶⁾この時、一部の代議員が「臨時委員会への裁判(所)の従属」という疑念をいだいたが、これは、別に不思議なことではない。ここには、程度の差こそあれ、右に指摘した問題点と同じ性格のものが存在するといわざるをえないからである。これまでは、このような点を「裁判官の独立」の原則の視点から問題にすることは、ほとんどありえないことであつたが、ともあれ、ここから、裁判官の独立⇨裁判官の職権行使の独立にとどまらず、その他の「法保護機関」から裁判所を独立させること、あるいは、「法治国家」の「支持構造」として、「だれにも従属せず、法律だけにしたがう裁判所」を確立することが一部の論者によって主張されることになる。⁽⁹⁷⁾

このような主張は今後、行政にたいする司法コントロールが本格的に展開していくと予想されるなかで、共産党と国家の分離⇨党機関から国家機関への権力の移譲を前提としながら、「権力分立」の原則を国家の統治機構の組織原理として受け入れる統治機構論⁽⁹⁸⁾のかかわりでいっそう強まり、理論的に深められていくと思われる。

- (1) См. В. И. Терехилов. Законность и правосудие в СССР. М., 1987, стр. 47. なお、一九八七年六月二二日、すべての連邦構成共和国で地区(市)人民裁判所の人民判事の選挙がおこなわれたが、これは、七七年憲法の旧第一五二条第二項にもとづく最後の選挙であつた。選挙結果によると、ソ連全体で一萬二、一二二名の人民判事が選ばれ、そのうち六、七二五名(五五・五%)が男性であり、五、三九七名(四四・五%)が女性であつた。また、はじめて人民判事に選ばれた者は、三、五一七名(二九・〇%)であつた(Сообщение об итогах выборов в районные(городские) народные суды. «Известия», 28 июня 1987)。人民判事の総数は、ソ連最高裁判所長(当時)チェルビエーフが紹介しているそれよりも一、二二〇名余りふえている。

- (2) この点については、さしあたり、杉浦一孝「一九三六年ソ連憲法における『裁判官の独立』の原則についての一考察」名古屋大学『法政論集』第七六号、五八頁以下をみよ。

- (3) См. напр. Н. В. Рагутина. Независимость судей—конституционный принцип социалистического правосудия. «СПИД», 1979, No. 3, стр. 151 и сл.
- (4) Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1981, No. 28, ст. 977.
- (5) Ведомости Верховного Совета СССР, 1980, No. 27, ст. 545.
- (6) Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1981, No. 28, ст. 976.
- (7) См. В. Савицкий. Выбор судьи. «Правда», 19 мая 1988.
- (8) この制度については、内田健二「ソ連の裁判官制度の側面」『思想』一九七七年一二月号をみよ。
- (9) В. Савицкий. Указ. статья.
- (10) См. И. Д. Петрухин. Правосудие и законность. «СПИД», 1987, No. 6, стр. 76. 實際上、人民判事が「現地当局」にちなむため、この選挙の時に推薦されなかったことが起こっている。たとえば、モスクワ州のムイティン市人民裁判所の人民判事マ・リャシニコは、「裁判官の独立」の原則にしたがって裁判をおこない、そのなかで、検察庁から送致されてきた事件について、補充捜査のため検察庁に逆送致したり（一九八六年に一三件、翌八七年上半期に一一件）、無罪判決を言い渡したりした（八六年に三件、八七年上半期に一件）ため、彼は、検察庁や取調機関にとって、その活動を妨げる存在となり、結果として、八七年六月の人民判事の選挙のさいに、その候補者に推薦されなかった（В. Стрелков. Вновь признан……судья. «Правда», 18 августа 1987）。また、ハンシキール自治共和国ハレイ市の党委員会付置の党監督委員会議長ヴェ・ビスクノーフは、人民判事エル・ミフターホヴァに、労働組合の集会で彼の友人の乱れた仕事を批判した工場労働者三名を名誉毀損の罪で有罪判決を言い渡すようしつこく要求したが、ミフターホヴァ女史がその不当な要求に屈しなかったため、ビスクノーフは、この選挙の時、彼女を人民判事の候補者とすることを拒否したのである（Подчиняется только закону. «Известия», 28 октября 1987）。
- (11) См. А. Боннер. Суд: пути перестройки. «Советская юстиция» (ЗСП) «СЮ» и «ЗП», 1987, No. 10, стр. 13-14.
- (12) См. В. Савицкий. Указ. статья.
- (13) См. Г. М. Шамба. КПСС и органы охраны правопорядка. М., 1979, стр. 80 и сл.

説

(14) См. Словарь по партийному строительству. Ред.-сост. И. А. Швец. М., 1987, стр. 157.

(15) В. Савицкий. Указ. статья.

(16) См. напр. там же.

(17) Народовластие в зале суда: Юристы — о социалистическом правовом государстве. «Советская Россия». 25 июня 1988. ただし、サヴィツキーは、連邦構成共和国最高ソビエト幹部会が人民判事を終身で任命することを無条件で提案しているわけではない。第一に、人民判事に任命されるための資格として、高等法学教育を修了し、数年間、取調官や弁護士などとして実務経験を積み、最後に、特別の国家試験に合格することが提案されている。これは、すでにみたように、八七年五月の理論会議でも提起されていたことである。第二に、任命後の最初の三年間を仮採用期間とし、このあいだに職務をおこなって裁判官としておこなうことが証明されれば、ひきつぎ年金受給年齢に達するまで人民判事の職にとどまることになり、主張されている「Государство. Право. Личность. «Новое время», 1988, No. 18, стр. 28-29)。人民判事の任命制と終身制についての彼の提案では、このようならなければならないというのである。

(18) См. напр. В. Савицкий. Указ. статья. «Правда», 19 мая 1988.

(19) たとえば、チェレビエロフは「これまでの「裁判官の選挙システム」は「民主主義」というよりはむしろ「民主主義の見せかけ」であり、したがって、「まさにその人民判事を、たとえば、共和国の最高ソビエト幹部会の決定によって任命することのほうが道理にならないうであらうか」という『文学新聞』の評論員の質問にたいして肯定的に答えるとともに「終身制にめぐって肯定的にうなづける（Что мы ждем от судебной реформы. «ЛП», No. 17, 27 апреля 1988)。

(20) См. Право и демократия. «Известия», 4 октября 1986. また、その中で、В. Кудрявцев. Правовая система: пути перестройки. «Правда», 5 декабря 1986.

(21) См. А. Кобликов. Об основных направлениях судебно-правовой реформы. «Социалистическая законность» (ЗК) №3, «ЗЗ»と略記する), 1988, No. 6, стр. 6.

(22) См. там же.

(23) この点については、稲子恒夫「ソ連の行政と官僚主義」法学セミナー増刊『官庁と官僚』一九八三年、二七五—二七七頁をみよ。

論

- (24) См. И. Д. Петрухин. Указ. статья, стр. 76-77. ただ「ベトワルービンは、連邦構成共和国の最高ソビエト幹部会が裁判官を任期二〇年ではなく、終身で（年金受給年齢まで）選挙することも、改革案のもうひとつの選択肢として提起していた。しかし、彼は、ノメンクラトゥーラ制度そのものについては言及していない。
- (25) この点については、さしあたり、杉浦・前掲、八二頁以下をみよ。
- (26) Ведомости Верховного Совета СССР, 1959, No. 1, ст. 12.
- (27) たとえば、六〇年一〇月のロシア連邦共和国裁判所構成法（Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1960, No. 40, ст. 588）の第二十七条乃至第一九条をみよ。
- (28) См. напр. Н. В. Радугная. Указ. статья, стр. 153.
- (29) Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1981, No. 28, ст. 978.
- (30) 改正前のロシア連邦共和国裁判所構成法（六〇年一〇月採択）は、第二〇条第二項で、長期にわたる病氣などを理由とする「人民判事の任期終了前の解職は、民族管区、自治州、市または州の勤労者代表議員ソビエト執行委員会が、ロシア連邦共和国司法大臣との事前の調整（согласование）にもとづいて、その決議によりおこなない、自治共和国の場合には、自治共和国最高ソビエト幹部会が、ロシア連邦共和国司法大臣との事前の調整にもとづいて、その決定によりおこなう」と規定していた。司法省が廃止されていた六三年から七〇年までは、「ロシア連邦共和国最高裁判所との事前の調整にもとづいて、人民判事の任期終了前の解職がおこなわれていたが、司法省の復活後は、ふたたび「ロシア連邦共和国司法大臣との事前の調整にもとづいて」おこなわれるようになった。司法省復活後の七一年に制定された「ロシア連邦共和国司法大臣の職名表について」というロシア連邦共和国司法省令は、その付属文書第三号の第八項で、「地区（市）人民裁判所の人民判事を任期終了前に解職する場合には、自治共和国司法大臣または辺区もしくは州の執行委員会司法部長は、ロシア連邦共和国司法大臣あてに、理由を付した提案書を提出する。／提案書には、裁判官の任期終了前の解職が必要であることを証明する書類（点検資料、裁判官本人の願い出、診断書等）を添付する。／ロシア連邦共和国司法大臣の同意（согласие）をえたのち、裁判官の解職について当該ソビエト機関に提案をする」として、裁判所構成法がいう「ロシア連邦共和国司法大臣との事前の調整」の内容と手続を明らかにしている（Сборник приказов, инструкций и указаний Министерства юстиции РСФСР. Под общей редакцией Ю. Д. Северина. М., 1976, стр. 236）。八一年の裁判所構成法は、この問題についてロシア連邦共和国司法

大臣の権限が強化されたことは否定できないであらう。

- (31) Свод законов РСФСР, том 8. М., 1987, стр. 56-61.
- (32) 六五年六月の旧懲戒規程(Ведомости Верховного Совета РСФСР, 1965, No. 24, ст. 595)がまだ効力を有していた時、この裁判官の懲戒制度について否定的な見解があった。Ухман, М. Мантукермановは、裁判官の懲戒制度はこれまで「裁判活動の水準および司法勤務員の教育の向上」に効果をあげてこなかったとして、それに否定的な評価をあたえたのち、今後、懲戒事由にあたる行為をした裁判官にたいしては、審級制度やリコール制度によって責任を追及することができるとして、このように主張していた。「裁判官をリコールする権利は、上級審による訴訟上の批判とともに、裁判官の權威の維持とその独立の保障を背景として、必要な人事政策を完全に保障する」(В. В. Алексеев, Т. Г. Моршаква. Научное исследование организации судебной деятельности. «СПИП», 1975, No. 9, стр. 95)。このように見解があったにもかかわらず、七六年に、新しい懲戒規程が制定され、裁判官の懲戒制度の存続が図られたのである。
- (33) См. Чего мы ждем от судебной реформы. «ДП», No. 17, 27 апреля 1988.
- (34) В. И. Теребилов. Указ. соч., стр. 52.
- (35) Авторитет суда: На вопросы читателей «Правды» отвечает министр юстиции СССР. «Правда», 13 мая 1987.
- (36) В. И. Теребилов. Указ. соч., стр. 52.
- (37) Чего мы ждем от судебной реформы. «ДП», No. 17, 27 апреля 1988.
- (38) См. там же.
- (39) См. напр. Государство. Право. Личность. «Новое время», 1988, No. 18, стр. 29.
- (40) Сауви́тскийは、当然、裁判官の選挙制およびリコール制のいわば十分条件である報告義務制も否定することになる(Народовластие в зале суда: Юристы—о социалистическом правовом государстве. «Советская Россия», 25 июня 1988)。ほかの人たちは、この憲法上の原則—裁判官の選挙人等への報告義務を、「裁判官の独立」の原則の視の保障のために否定することはなかったが、のちに、八八年一月の七七年憲法の改正の時に、「裁判官の独立」の原則の視点から、その報告の具体的なあり方が問題にされることになる。この点については、下記の作業で検討するが、さしあたり、

- 「裁判官の独立」の原則の侵害の懸念として、そのほか、裁判官による法令適用の明白な誤りをあげることができると、本文で取り上げる外部からの裁判干渉のなかには、新聞等のマス・メディアの犯罪報道による「裁判官の独立」の原則の侵害をさげられる。マス・メディアの犯罪報道のあり方の問題は、日本では、犯罪報道と人権（とくに被疑者・被告人およびその家族の人権）という視点から議論されているが、ソ連では、かなり以前から、犯罪報道および世論のその他の表現形態と「裁判官の独立」の原則という視点から議論されている。この点については、別に検討する機会をもちたいが、ここでは、この点について、А. Горкин。А. Горкин。О социалистическом правосудии。《Известия》，2 декабря 1964；Проблемы судебной этики。Под ред. М. С. Строговича。М., 1974, стр. 43 и сл.；Конституционные основы правосудия в СССР。Под ред. В. М. Савицкого。М., 1981, стр. 228 и сл。
- (42) См. там же。
 - (43) См. Подчиняется только закону。《Известия》，28 октября 1987；Мысли о правосудии。《СЮ》，1988, No. 16, стр. 4。
 - (44) См. В НКЮ СССР：За поспытагельство на независимость судьи секретарь райкома исключён из партии。《СЮ》，1937, No. 14, стр. 31。
 - (45) 「裁判官の独立」の原則の侵害の懸念として、そのほか、裁判官による法令適用の明白な誤りをあげることができると、本文で取り上げる外部からの裁判干渉のなかには、新聞等のマス・メディアの犯罪報道による「裁判官の独立」の原則の侵害をさげられる。マス・メディアの犯罪報道のあり方の問題は、日本では、犯罪報道と人権（とくに被疑者・被告人およびその家族の人権）という視点から議論されているが、ソ連では、かなり以前から、犯罪報道および世論のその他の表現形態と「裁判官の独立」の原則という視点から議論されている。この点については、別に検討する機会をもちたいが、ここでは、この点について、А. Горкин。А. Горкин。О социалистическом правосудии。《Известия》，2 декабря 1964；Проблемы судебной этики。Под ред. М. С. Строговича。М., 1974, стр. 43 и сл.；Конституционные основы правосудия в СССР。Под ред. В. М. Савицкого。М., 1981, стр. 228 и сл。
 - (46) Демократические основы советского социалистического правосудия。Под ред. М. С. Строговича。М., 1965, стр. 30。
 - (47) См. напр. Н. Миронов。Укрепление социалистической законности и правопорядка。《Партийная жизнь》，1962, No. 5, стр. 15。
 - (48) См. Н. В. Радутная。Критерии профессиональной подготовленности судей。《СПП》，1974, No. 1, стр. 100。Работать так надо чтобы...そのほか、この質問にたいしては、回答者の三〇%が「仕事が極端に激務であること」を「一五%が」裁判所にたいする物的・技術的な保障が不十分であること」をあげている。なお、彼女の一九七七年刊の著書では、

同じアンケートの結果が引用されて、分析されているにもかかわらず、「二一%が「具体的な事件の審理への地方機関の干渉」をあげたという部分は欠落している(Н. В. Раутная. Народный судья: Профессиональное мастерство и подготовка. М., 1977, стр. 62)。」これは、学問をとりまく当時の政治的環境の変化を示しているといえるであろう。

(49) ストロゴウイチは「七〇年代の終わりに、「裁判官および人民陪席判事にたいする違法な直接の働きかけ、だれかにとって望ましい特定の解決の直接的な強制は、非常にまれな現象である」(Конституционные основы правосудия в СССР. Под ред. В. М. Савицкого. М., 1981, стр. 227)と語っているが、これは事実と反する主張といわねるをえなす。

(50) В. Савицкий. Указ. статья. «Правда», 19 мая 1988.

(51) 一九八九年に、ウラル地方のスウエルドロフスタ州とチェリヤビンスク州の人民判事二五〇名を対象にアンケートが実施されたが、そのなかで、「裁判をおこなっているときに、圧力を受けたことがありますか」という質問にたいして、三六・四%の人民判事が肯定的な回答をした。そして、「だれが圧力を加えたのですか」という質問にたいしては、そのうちの三〇%が「党の活動家」をあげ、続けて、二五・五%が「執行委員会勤務員」を、一四・五%が「検察庁、警察または国家保安委員会の勤務員」を、七・八%が「司法機関」を、そして一七・七%が「その他の者」をあげた(В. Зайцев. О независимости судей. «СЮ», 1990, No. 11, стр. 6)。紹介者は、圧力を受けたのがいつのことなのかを明らかにしていないが、おそらくアンケート実施前の一年間のことであろう。このアンケート結果からみても、外部からの裁判干渉がきわめて多いといふことは否定できない。

(52) См. А. Ваксберг. Как слово отговаряется……. «ЛП», No. 19, 7 мая 1986. 裁判官に圧力をかけるおとつた、「秤の一方の皿」に「法律」を、「他方の皿」に「指令、命令、現地の党指導者の『助言』」をのせ、そして、裁判官に「何よりもまず君は共産党員ではないか、親愛なる同志」と鋭く迫るときもあるといわれている(Что мы ждём от судебной реформы. «ЛП», No. 17, 27 апреля 1988)が、これは、国家体制における共産党—党指導者の絶対的優位の考え方にもとづいてのことである。

(53) См. А. Сахаров, Н. Носкова. Преступления против правосудия. «СЗ», 1987, No. 11, стр. 46. など、これまで、裁判に干渉をした者にたいする責任追及は、それが共産党員であった場合には、主として党からの除名というかたちでおこなわれたと思われる。しかし、確かめうる資料はないが、裁判に干渉をした党員すべてが除名処分を受けたわけではない。

レクセル。

- (45) См. там же, стр. 46-47.
- (46) См. А. Кобликов. Указ. статья, стр. 7.
- (47) См. там же.
- (48) См. В. И. Терехилов. Указ. соч., стр. 205.
- (49) Актуальные задачи судов на современном этапе перестройки. «Бюллетень Верховного Суда СССР», 1988, No. 1, стр. 4.
- (50) См. Девятая сессия Верховного Совета СССР (одинадцатый созыв), 24—26 мая 1988 : Стенографический отчет. М., 1988, стр. 359.
- (51) См. В. Алексеев, В. Пертлик. Оказание помощи как форма организационного руководства судами. «СЮ», 1986, No. 6, стр. 11.
- (52) См. Повышение роли адвокатуры в оказании юридической помощи гражданам. «СГПД», 1985, No. 2, стр. 92.
- (53) См. там же.
- (54) См. там же.
- (55) См. И. Л. Петрухин. Указ. статья, стр. 77-78. など、このもとに依りて上級裁判所の「区域担当裁判官」が「助言」をあたえた場合、第一審判決が第二審である破棄審に上訴されても、「助言」をあたえた「区域担当裁判官」がその破棄審に参加するため、第一審判決が取り消されたり、あるいは変更されたりすることはないと思われる。
- (56) См. «СГПД», 1985, No. 2, стр. 92. 弁護士モーヴェは、このように述べている。「われわれの観点からすると、裁判所への法令の正しい適用についての実務上の援助に関するすべての活動（セミナー、講義、学習などの組織化）は、司法省の諸機関に集中しなければならない。もちろん、これら行政機関の裁判所による裁判の実施（何よりもまず、破棄審の活動）への干渉のあらゆる可能性を排除し、裁判官の独立とその法律への従属の原則を厳守したうえでの話である。ちなみに、

現行の法令にしたがって、司法省の諸機関はいままでさえ、裁判官への裁判外の法的援助に関する活動を少なからずおこなっている。そして、だれも、これを裁判への裁判外の干渉と認めていない。司法省の諸機関がこの活動に上級裁判所の個々の勤務員をも参加させ、彼らの実務上の貴重な経験を利用することになれば、それは有益となるであろう。この場合、『区域担当制度』を完全に廃止し、当該活動の質にたいする全責任を、上級裁判所ではなく、裁判の実施と直接関係をもたない国家権力機関に負わせることが重要である。この場合にのみ、破棄裁判所は、それに固有でない訴訟外の職務およびその職務から生じてくる裁判外の責任から解放されて、独立した審級となり、判決の適法性および妥当性をより客観的に、そして適時に点検し、犯された誤判をてきばきとたたくことができるであろう」(там же, стр. 92-93)。

(67) Авторитет суда. «Известия», 24 сентября 1986.

(68) Девятая сессия Верховного Совета СССР (Одиннадцатый созыв), 24—26 мая 1988 : Стенографический отчет. М., 1988, стр. 351.

(69) Е. Смоленцев. Какой быть третьей власти? «Правда», 15 июня 1990.

(70) См. там же.

(71) ソ連司法大臣ウエ・ヤエノウレンは、一九八九年一月二日に制定された「裁判所侮蔑にたいする責任に関するソ連邦の法律」(Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР, 1989, No. 22, ст. 418) にせられたら、この法律がおよばない問題として、裁判官への住宅の供給の問題をあげている。彼によると、裁判官が住宅問題で「ある種の従属状態」にあり、しかも、この法律が裁判官への住宅の供給問題におよばないことを利用して、「裁判官を従属状態におき、そして、命令をあたえて、具体的な刑事事件または民事事件の解決に干渉しようとする」ことがおこなわれる可能性がある。「司法省は、この種の従属関係から裁判官を守らなければならぬ」(В. Яковлев. Задачи органов юстиции в условиях перестройки. «СЮ», 1990, No. 6, стр. 4)。裁判官の住宅の問題は「いまなお、裁判干渉のために利用されるおそれがあるのであり、したがって、以前には、この問題が「現地当局」によって裁判干渉のために利用されるおそれがいっそう強く、そして、実際に利用されたということは、容易に察しがつくことである。

(72) См. напр. Исключить обход закона. «Известия», 14 января 1988.

(73) См. И. Л. Петрухин. Указ. статья, стр. 76.

- (74) В. Савицкий, Судебная защита прав личности в СССР, 1989, стр. 12 (ウエ・サヴィーツキー (稲子恒夫訳) 「ソ連における人権の保護と裁判所」ソビエト研究所編『ソビエト研究』第三号、一二四頁。なお、邦訳では、原文で「都市で二〇〇ルーブル」となっているところが、「都市で二三〇ルーブル」となっており、また、「国の平均賃金は、二三〇ルーブルである」という記述が欠落している)。
- (75) 杉浦一孝「ペレストロイカと弁護士制度・その一」大阪経済法科大学『法学論集』第二一号、七四―七五頁をみよ。そのほか、裁判所職員の賃金については、『ソビエト・ロシア』紙の記者がヤロスラーヴリ州のある地区人民裁判所の法廷担当書記官と執行官の賃金を紹介しているが、それによると、前者の一月月の賃金は九八ルーブル、後者のそれは一〇〇ルーブル以下である(Над судом каплет……, «Советская Россия», 19 мая 1988)。全国のそれぞれの一月月の平均賃金は不明であるが、これらの数値から、裁判所職員の賃金水準は一般にかなり低いといえるであろう。
- (76) このように賃金が低く、しかも、何も特典がないため、全国で、つぎの選挙で候補者となることを辞退する裁判官が続出しており(たとえば、ウクライナ共和国では、三名に一名が、モルダビア共和国では、ひとり残らず辞退している)、「経験豊かな裁判官は、弁護士や、法律顧問(官庁、企業などにおかれている法律専門職―引用者)に転職したり、また協同組合に移ったりしている」といわれている(Правосудие и судья, «Известия», 21 августа 1989)。これが事実であれば、「事態は、すでに、われわれの裁判制度の『風化』がさらに進めば、その完全な崩壊の危険があるようなものになっている」(Там же)と評されても、それは、別に誇張しすぎた評価ではないであろう。裁判官の賃金が低いことは、あらたに優秀な人材を確保するうえで障害となるとともに、経験豊かな裁判官の弁護士などへの転職の原因ともなっているのである。
- (77) В. Савицкий, Указ, статья, стр. 12 (邦訳・前掲、一二四頁。ただし、一部訳を変えたところがある)。
- (78) すでにみたように、サヴィーツキーは、八七年五月の全連邦理論会議で、とくに地区(市)人民裁判所の人民判事の賃金を地区(市)の指導者の賃金水準にまで引き上げることが要求していた。ちなみに、八九年九月一日付の『イズベスチヤ』紙が提供している情報によると、村ソビエトおよび町ソビエトの執行委員会議長長の賃金は、一七〇から二二〇ルーブル、地区ソビエト執行委員会議長(これが、あとの市ソビエト執行委員会議長とともに、サヴィーツキーのいう地区(市)の指導者のひとりである)のそれは、三四〇ルーブル、市ソビエト執行委員会議長長のそれは、三〇〇から三五〇ルーブル、そして州ソビエト執行委員会議長、その第一副議長、ほかの副議長長の賃金は、それぞれ、五五〇ルーブル、四六〇ルーブル、四四〇ルーブル

説

論

- りある (Власть—советам! 《Известия》, 13 сентября 1989)。
- (76) この点については、さしあたり、樹神成「社会主義と『権力分立』」名古屋大学『法政論集』第二二〇号、杉浦一孝「権力分立」社会主義法研究会編『変動する社会主義法—基本概念の再検討』(法律文化社、一九九一年)をみよ。
- (87) И. Л. Петрухин. Указ. статья, стр. 78.
- (88) Там же.
- (89) Ведомости Верховного Совета СССР, 1971, No. 33, ст. 332.
- (90) СП СССР, 1972, No. 6, ст. 32.
- (91) СП РСФСР, 1972, No. 16, ст. 99.
- (92) СП РСФСР, 1983, No. 9, ст. 53.
- (93) この点については、ソ連(ソビエト連邦共和国)における司法行政の歴史分析という別の作業のなかで検討する予定であるが、ここでは、ソ連(ソビエト連邦共和国)における司法行政の歴史分析という別の作業のなかで検討する予定である。
- (94) Г. З. Анашкин. Об улучшении организационно-правовые формы проверки законности и обоснованности приговоров. М., 1978, стр. 106 и сл.
- (95) См. Г. З. Анашкин. Об улучшении организационного руководства судами. 《СПИП》, 1977, No. 7, стр. 34. なお、ソ連最高裁判所長(当時)チェルニョーロフは、『新時代』誌のインタビューにたいする回答のなかで、「司法省の「裁判所にたいする組織指導」が「よくては裁判所の裁判活動への干渉に転化する」という非難が裁判官のあいだで少なくともいくつかの意見を醸成している (Независимый суд. 《Новое время》, 1988, No. 44, стр. 26)。
- (96) Там же.
- (97) Девятая сессия Верховного Совета СССР (одинадцатый созыв), 24—26 мая 1988: Стенографический отчет. М., 1988, стр. 336.
- (98) См. там же, стр. 353. ユラフンキーフは、「シェフチェンコの提案にたいして、つぎのように批判している。「裁判所にたいする組織指導の権限と裁判活動の権限をひとつの機関に、すなわち裁判所に集中させること」についての「実験は、上級裁判所、とくに連邦構成共和国最高裁判所、自治共和国最高裁判所、州裁判所および辺区裁判所に、これらに固有のもので

はない管理機能があたえられてから、一五年にわたっておこなわれた。／＼これらは、要員の選抜をおこない、点検をし、経理問題を解決し、そして事件を審理していた。下級裁判所は、上級裁判所に従属させられ、このことによって、形式的な指数、適法性を犠牲にした判決の安定性を追いもとめることがおこなわれるようになったのである」（Там же）。これは、「裁判所にたいする指導のバラレリズム」、すなわち司法省とその地方機関による「裁判所にたいする組織指導」（とくに裁判実務の検討と総括）がもたらしている現在の問題にたいするシェフチェンコの批判への反論にはなっていない。このことは、そのうち、「裁判所にたいする組織指導」のこれまでのあり方が、その廃止をふくめて、さらに見直されていくことを示唆するものであった。

(15) См. там же, стр. 445-446.

(26) См. В. Кононенко. Независимый, но подчинённый: О положении народных судов в системе Минюста. «Известия», 11 мая 1989.

(93) 一九七一年のロシア連邦共和国司法省令「ロシア連邦共和国司法大臣の職名表については、その付属文書第一号の第二項で、司法省幹部会議で議題が事前に審議されたのち、ロシア連邦共和国司法大臣がある者の任命、選挙または承認を推薦する職の名を記しているが、そこには、自治共和国最高裁判所、辺区裁判所、州裁判所、モスクワ市裁判所およびレニングラード市裁判所の所長ならびにこれらの副所長の職があげられている（Сборник приказов, инструкций и указаний Министерства юстиции РСФСР. Под общей редакцией Ю. Д. Северина. М., 1976, стр. 233）。この司法省令は、最近にいたるまで効力をもっていたと思われる。したがって、このことを前提とすると、これまでのロシア連邦共和国裁判所構成法では、これらの職については、それぞれ対応する人民代議員ソビエトによって選挙されることが必要であったけれども、その選挙のこれまでの実態から判断するかぎり、その実際の人事権は、ロシア連邦共和国司法省にあつたといえるであろう。つぎに、右の各裁判所の裁判所員の職については、確かめうる資料はないが、それぞれ自治共和国司法省、辺区、州、モスクワおよびレニングラードの人民代議員ソビエト執行委員会司法部のノメンクラトゥーラ——職名表に属していたと思われる。なお、八八年の第一九回共産党全連邦協議会を前に、ソ連司法省党書記ヴェ・ジバンコフは、ソ連司法省の人事政策と関連して、つぎのようにのべている。「長期にわたってつくりあげられた司法省（ソ連司法省のこと——引用者）の職名表は、あまりにもふくれあがり、事実上手に負えないということがわかった。そして、この活動分野に責任を負っている共

産党員は、率先して職名表を見直そうとはしていない。／＼幹部会議（ソ連司法省幹部会議のこと―引用者）の承認をえるために、総数一四五名の州裁判所長だけの名簿が提出される時、はたしてこれを正常と考えることができるであろうか。というのは、この職の各候補者の実務的および政治的素質を評価することが問題であるからである。民主主義の拡大の時期に、省の職名表を見直し、われわれの地方機関にはるかに大きな権限をあたえることが必要であると思う。おそらく、共和国の司法省も同じことを考えなければならぬであらう」（Ответственность, компетентность, самостоятельность. «СЗ», 1988, No. 6, стр. 4）。ここには「ソ連司法省の党委員会書記が、司法省におけるノメンクラトゥーラ制度にもとづく人事が形式化しないしは形骸化していることについて公然と語り、この制度の運用実態の一端を明らかにしているなど、興味深い点が見られると同時に、不明な点もいくつかみられる。とくに州裁判所長の職について、ソ連司法省の職名表に属しているかのようなことでの発言内容と右記のロシア連邦共和国司法省令の規定との関係である。両者を整合的にとらえんとするならば、まず最初に、ロシア連邦共和国司法大臣がある者が州裁判所長に選挙するよう当該機関に推薦することを決め、そのあと、ソ連司法省幹部会議がその承認をあたえるということになると思われるが、ここでは、ソ連司法省であれ、ロシア連邦共和国司法省であれ、上級裁判所の裁判官の特定の部分の事実上の人事権を司法省（さらにいえば、司法省のなかの共産党組織）が掌握していることを確認しておけば足りぬ。

(94) См. М. Тапидин. Мнение члгателя. «СЮ», 1988, No. 23, стр. 24.

(95) Ведомости Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР, 1989, No. 9, ст. 222 (邦訳『日刊APNブレスニエース』一九八九年八月一日、第四三六四号、八一〇頁)。

(96) この点については、上田寛「ソ連邦における最近の犯罪現象について」『ソビエト研究所ビュレティン』第五号、一九八九年一〇月、二〇頁をみよ。

(97) См. Ю. Феофанов. Что за цифрой, что за фактом……: Размышления после пресс-конференции в Минюсте СССР. «Известия», 23 августа 1989. なお、サウイーンキもこの「臨時犯罪対策委員会」への裁判官の参加について、「これは、従来の紋切り型の思考であり、やはり裁判所の独立にたいする侵害である」として、否定的に評価している（В. Савицкий. Судебная защита прав личности в СССР, 1989, стр. 21. 邦訳・前掲、一三二頁。ただし、一部訳を変えたところがある）。

(98) См. там же.

(99) ロシア連邦共和国最高裁判所副所長ヴェ・ジュニコフは、最近、この問題を取り上げており、その主張は注目に値するといえるであろう。彼は、これまでの裁判所論などを批判したのち、つぎのようにのべている。「われわれのところで、裁判所の地位、裁判所と国の立法機関その他の機関との関係がはつきりしていたならば、一九八九年八月四日付の『犯罪対策の徹底の強化について』の決定で、ソ連最高ソビエトが臨時犯罪対策委員会に裁判所を入れたり、若干の犯罪の実行の『事件を最大限きびしく審理すること』を裁判所に命じたりはしなかったと思う。というのは、裁判所は犯罪対策機関ではなく、刑事事件の審理および犯罪の実行について有罪と認められた者の量刑が、何人も、ソ連最高ソビエトでさえ干渉することができない裁判所の排他的な権限であるからである。もし、最高ソビエトが、裁判所が罰しているよりも、犯罪者をもっときびしく罰せられるべきであると考えるならば、最高ソビエトは、法律を改正することができるが、どのように裁判するかという指示を裁判所にあたえる権限はもっていない」(В. Жуikov. Непростые вопросы судебной реформы. «СЮ», 1990, No. 11, стр. 2-3)。そして、彼は、今後、司法改革をさらに進めていくためには、「裁判所の地位」を明らかにすることが必要であり、「もし、実際に、法治国家の基本原則、すなわち立法権、執行権、司法権という権力分立の実現を保障しないならば、われわれは、「司法」改革を実行することも、法治国家を建設することもできない」(Там же, стр. 3)として、とくにソ連憲法に、「権力分立の原則」を明記することにも、「裁判所の独立の主要な保障」として、つぎの規定をおくことを提案している。「司法権は、自主的な権力(самостоятельная власть)であり、その権限の範囲内で……(中略)……立法権および執行権から独立して活動するものとする。立法権および執行権ならびに国家機関、国家組織、社会機関および社会団体の任意の公務員による司法権の領域への干渉は、これを禁止する」(Там же)。

(100) 最初に紹介したロシア連邦共和国、ウクライナ共和国および白ロシア共和国の「国家主権に関する宣言」は、それぞれ、統治機構の組織原理として「権力分立」の原則を採用した。たとえば、ロシア連邦共和国のそれ(九〇年六月一二日、第一回人民代議員大会採択)は、第三項で、「立法権、執行権および司法権の分立は、法治国家としてのロシア連邦共和国のもっとも重要な活動原則である」(Аргументы и факты, 1990, No. 24)と定め、ウクライナ共和国のそれ(同年七月一六日、最高ソビエト採択)も、「III 国家権力」の項のなかで、「共和国の国家権力は、立法権、執行権および司法権へのその分立の原則にもとづいて実現される」(Там же, 1980, No. 29)と定められている。今後、「権力分立」の原則は、統治機構の組織原

理として急速に受け入れられていくであろう。

IV 改革論の諸相―その二

一 参審制度の見直しと裁判所

すでに指摘したように、七七年憲法は、旧第一五二条第二項後段で、地区（市）人民裁判所の人民陪席判事は、「勤務場所または居住地ごとの市民の集会において、公開投票により、二年半の任期で選挙される」と定めていた。そして、ソ連最高裁判所をふくむ上級裁判所の人民陪席判事については、同条第三項で、それぞれ対応するソビエトが五年の任期で選挙すると規定していた。それと同時に、七七年憲法は、同条第五項で、裁判官と同じように、人民陪席判事も、「選挙人または自分を選挙した機関にたいして責任を負い、報告義務をもち、法律の定める手続により、これらによってリコールされる」ものとした。とくに地区（市）人民裁判所の人民陪席判事の選挙およびリコールの手続については、各連邦構成共和国で、七七年憲法の右の諸規定、八〇年六月の基本裁判所構成法の第二〇条第三項および第三五条第二項にもとづいて、関連法令が制定され、そこでくわしく定められているが、ロシア連邦共和国の場合、すでに紹介した八一年七月の地区（市）人民裁判所選挙法と地区（市）人民裁判所人民判事・人民陪席判事ルール手続法がそれぞれの手続をくわしく定めている。

この人民裁判所選挙法によると、地区（市）人民裁判所の人民陪席判事の選挙は、勤務場所または居住地ごとの市民の集会および部隊ごとの軍勤務員の集会におこなわれるが、その選挙集会は、勤務場所にあつては、共産党、労働組合、コムソモール、協同組合その他の社会団体が招集し、居住地と部隊にあつては、それぞれ、市、市内地区、

町または村の人民代議員ソビエト執行委員会と部隊司令部が招集することになっている（第五八条第一項ないし第四項）。選挙集会は、一〇〇名以上の選挙人のいる労働集団、部隊および居住地域でひらかれ、選挙人が一〇〇名未満の労働集団などの場合には、それぞれ、ほかの労働集団などと合同でひらかれる。集会は、当該労働集団などに属する選挙人の過半数が参加したとき、成立したものとみなされる（同条第五項および第八項）。人民陪席判事の候補者（候補者資格）選挙の期日までに二五歳に達しているソ連市民）の推薦は、人民判事の候補者の推薦の場合と同じように、共産党、労働組合、コムソモール、協同組合、その他の社会団体および労働集団がおこなない（同条第九項）、これら以外の組織による推薦と自薦は認められていない。選挙は、各候補者ごとに、公開投票によっておこなわれ、当該労働集団などに属する選挙人総数の過半数の票を獲得した候補者が当選人とされる（同条第一一項および第一二項）。このあと、「地区、市および市内地区の人民代議員ソビエト執行委員会」が、選挙集会の議事録にもとづいて、人民陪席判事の選挙結果を確認し、当該の地区（市）人民裁判所の人民陪席判事の名簿を作成することになる。作成された名簿は、あらためて右の執行委員会の承認を受け、そして、地区（市）人民裁判所に送付されるのである（第六〇条第一項および第四項）。ひとつの人民裁判所に配属される人民陪席判事の数は、七〇名ないし七五名といわれている。⁽¹⁾

このように選ばれた人民裁判所の人民陪席判事は、⁽²⁾「順番により、一年に多くとも二週間、裁判所においてその職務を執行するために出頭する」が、「この期間は、その人民陪席判事の参加のもとで開始された裁判事件の審理を最終させる必要があるときは、延長することができる」（八一年ロシア連邦共和国裁判所構成法第七〇条）ことになっている。⁽³⁾人民陪席判事は、第一審の裁判（裁判長となる人民判事一名と人民陪席判事二名で構成する）に参加し（第一〇条第二項）、「裁判をおこなうにあたり、裁判官のすべての権利を行使する」（第一一条）とともに、人民判事と

同じように、「裁判官の独立」の原則の適用を受けるのである（第二二条）。このようなことは、上級裁判所の人民陪席判事についてもいえる。

しかし、すでに若干のべたように、裁判への市民の参加の主要な形態のひとつとして、一七年の社会主義革命以来採用されてきたこの参審制度⁽⁴⁾は、大きな問題をかかえてきたのである。ア・サーハロフによると、人民陪席判事は、多くの場合、「無言の端役者」として行動し、まれにしか自分の意見をのべず、なんでも裁判官のいうことにならずいて同意するため、『人民うなずき屋（народные киватели）』という皮肉をこめたあだ名⁽⁵⁾が人民陪席判事につけられてしまった⁽⁶⁾。サーハロフは、この原因として、(i)人民陪席判事に法律知識と裁判活動の経験がないこと、(ii)人民陪席判事が審理中の事件について説明を受けないこと、(iii)人民陪席判事にあまりふさわしくない人が選ばれていることをあげながらも、「私の意見によると、やはり主要な原因は、人民陪席判事にたいする職業裁判官の態度にある」として、つぎのようにのべている。「[職業]裁判官は、『外的』影響および圧力から完全に独立、自由でないため、人民陪席判事を、ただ自分の仕事をするうえでの障害とだけみているのである。このことから、人民陪席判事のどんな積極性⁽⁷⁾にたいしても無視する態度をとったり、判断する場合における人民陪席判事の自主性について不満を示したりするのである。」⁽⁸⁾これは、サーハロフが二番目にあげている原因のあたるが、ともあれ、ここであげられている原因は、ほかの人たちも指摘しているところである。問題は、どの原因を主要なものとするかであり、そのちがいはよって、当然、各論者の提案の内容も異なってくることになる。この時点では、現行の参審制度の枠内での改善案よりも、廃止案をふくめて現行制度の改革案のほうが積極的に提起されてくるのである。

クラスノダール辺区のある地区人民裁判所長は、裁判の専門性を重視する立場から、「どうして素人にまかすこと

ができようか」として、第一審についても専門家＝職業裁判官三名による裁判を主張した。⁽⁸⁾これが参審制度の廃止の主張であることはいうまでもない。彼は、外科手術と裁判がともに「人間の運命」を左右する行為でありながら、「専門知識をもっていない看護婦」は、外科手術の時、「ひとりの外科医にたいしても、その助手をつとめることはしない」のにたいして、人民陪席判事は、裁判の時、「助手どころではなく、全権利を有する裁判官なのである」とのべ、「人間の運命」を決める裁判という行為に、人民陪席判事という素人が関与することを否定的に評価するのである。⁽⁹⁾ここには、人民陪席判事の消極性など、この参審制度の実態の分析とそれについての評価はみられないが、ともあれ、この提案では、裁判の専門性が重視され、その結果、裁判への市民の参加という民主主義の要請が軽視されてしまっているのである。のちに、これは、裁判における民主主義という観点から、ソ連司法次官エム・ヴィンンスキーによって、「社会主義裁判の組織の基本的な政治的・法的原則に反する」ものとして批判されることになる。⁽¹⁰⁾

ところで、ヴェ・コーガン、ヴェ・パンクラトフおよびオ・ソコーリスキーは、注目すべき共同論文「人民代表裁判 (Суд народных представителей)」のなかで、つぎのように主張した。

「われわれが現状の打開策と思っているのは、官庁組織の裁判所そのものの内部に別の組織、すなわち人民陪席判事五名ないし七名からなる部会 (коллегия) をおくことである。」

人民代表 (人民陪席判事のこと―引用者) は、被告人の有罪性の問題を自主的に解決する権利と義務をあたえられなければならない。刑罰の問題については、これは、われわれの見解によると、いまのように、裁判官と人民陪席判事が共同で解決しなければならない。このような裁判は、死刑を科すことができる犯罪事件にはかならず必要であり、また、その他の重大犯罪事件で、被疑者・被告人の申請があったものにも必要である。⁽¹¹⁾

彼らによると、ソ連では、二〇年代の後半に、「職業裁判官の階層」が形成されたが、このような状況のもとでの「職業裁判官と人民陪席判事の共同活動（第一審裁判所で同じ権利をもって裁判をおこなうこと―引用者）」は、実際に、専門家―職業裁判官が「人民代表の意思を制することを可能にする組織形態」であるということをはっきりしてきている。これは事実上、「裁判の実施における人民代表の役割」を無に帰せしめ、「裁判所の官僚主義化への客観的な前提条件」をつくりだし、また、「広範な大衆の法意識からかけはなれた法の適用」をもたらししている。人民陪席判事の消極性は、主として、その訴訟法上のそのような地位によってもたらされているのである。⁽¹²⁾ここで、彼らは、裁判の専門性を重視して、参審制度の廃止を提案するのではなく、革命後の一時期にみられた経験（一八年三月の「裁判所に関する布告」第二号）を考慮に入れながら、右に引用したように、人民陪席判事の訴訟法上の地位を強化することを提案したのである。彼らは、最後に、この提案のもつ「ほかの長所」について、つぎのように主張している。「人民代表の自主性の拡大は、『電話法』の作用する範囲および裁判所にたいする圧力のその他の加え方が作用する範囲をかかわらずせよばめるであらう。⁽¹³⁾」

コーガンらは、別のところでも、一定の刑事事件については、陪審制度を加味したこのような参審制度を導入することを積極的に主張していった。⁽¹⁴⁾この提案は、「裁判所の高度な専門性とその民主性の最適のバランス⁽¹⁵⁾」の必要性を強調するア・ヤーコヴレフによっても支持され、⁽¹⁶⁾一定の範囲で、その支持者を獲得していったのである。⁽¹⁷⁾

これと同時に、一部の法学研究者のあいだからは、陪審制度を導入することが提案された。ゼ・エム・チュルニコーフスキーは、裁判長である人民判事一名と人民陪席判事二名で構成する合議制といっても、「裁判長の超法規裁量権」が規範となっており、しかも、その裁判長が「地元」の「有力者」から圧力を受けているような状況を変えるた

めには、「ラディカルな措置」を講じる必要があるとして、人民裁判所とは別個に、人民の参加、取調べにたいする徹底的なコントロールおよび公開の原則にもとづいて、「陪審員裁判所 (суд присяжных заседателей)」を数地区にわたる区域と市に設置することを提案した。この裁判所は、「もっとも重要な刑事事件」で、法律に定められたものを審理するのである。その他の刑事事件については、これまでと同じように、人民裁判所が第一審として審理することになるが、彼は、この場合、人民陪審員一名ないし三名と人民陪審員五名ないし七名で裁判をおこなうことを提案した。¹⁸⁾これは、一定の刑事事件については、独立の「陪審員裁判所」を設置し、それによって陪審制度を導入することを主張したものであるが、「裁判官の独立」の原則を保障するために、「陪審員」という素人だけに有罪・無罪についての評決をおこなわせるといふ点は、コーガンらの主張の一部と共通している。

このような陪審制度またはそれに類似する制度を導入することを提案する見解にたいして、当然、否定論ないし反対論がでてくることになる。ヴェ・トゥマーノフは、第一に、陪審制度等の導入論者は、一八六四年のロシアの司法改革によって導入された「陪審裁判所」にはふれるが、「二〇世紀における陪審裁判所の運命」、すなわち、アメリカ合衆国以外の国における「陪審裁判所の役割の低下」といふ事実を完全に無視していると批判し、「偶然ではない」この「陪審裁判所の役割の低下」といふ現象の原因をくわしく分析する必要性を強調した。第二に、彼は、「陪審制度は、裁判所を外的圧力から守るほとんど唯一の保障である」といふ導入論者の主張について、「たとえそれがそのとおりである（大いに議論の余地があるが）と仮定してみても、それは、きわめて論拠に乏しい。というのは、問題になっているのが、ほんのわずかな種類の刑事事件であるからである。残りすべてのたくさんの労働事件、民事事件（名譽および尊嚴の保護をふくむ）その他の事件では、裁判所の独立の保障をどのように強化するかという問題は、

依然として、未解決のままである」とのべて、その問題点を鋭くついたのである。⁽¹⁹⁾ トゥマーノフによるこのような問題点の指摘はまちがっていないといえるが、彼自身、ここで、この参審制度の問題について、積極的な見解を展開しているわけではない。

ペ・ルピンスカヤは、「裁判所の構成員は、刑事判決を宣告するまで、証拠を法律的に分析することによって自分の見地を綿密に根拠づけ、法律に完全に立脚する」ように努めているが、「法律の細かい点を知らない『陪審員』にこのことを要求することはできない」としたうえで、「法律ではなく、感情にしたがう『陪審員』」による裁判は、「誤判の起きる確率」を高めることになる⁽²⁰⁾と主張した。ここでは、陪審裁判は、「誤判の起きる確率」を低めるよりも、むしろ高めるものとして、否定されているのである。彼女によると、陪審員となる一般の人には、法律的素養が欠如しており、感情に走る性向があるからである。サウィーツキーは、「陪審裁判所の理念」は否定しないとしながらも、このルピンスカヤの主張を支持し、陪審制度に代わる「打開策」として、「複雑かつ重大な事件の場合には、人民陪席判事の数を、たとえば、四名にまでふやすこと」を提案した。⁽²¹⁾これは、別に新しいものではない。革命後の一時期、もっとも重大な事件を審理するとき、人民陪席判事の数が、いまの二名ではなく、六名（一八年一月のロシア連邦共和国人民裁判所規程等）であったこともあり、また、とくにスターリン批判以降、このような提案がしばしばだされたこともあるのである。⁽²²⁾ともあれ、サウィーツキーのように、陪審制度またはそれに類似した制度の導入に反対しながら、人民陪席判事の訴訟法上の地位を現行のままにして、「複雑かつ重大な事件」については、第一審裁判所におけるその数をふやすことを提案する主張は、チェレビーロフなど、ほかの人たちのあいだにもかなり多くみられたのである。⁽²³⁾しかし、彼らにしても、問題がないわけではなかった。右にみたように、ルピンスカヤやサヴィ

「ツキー」は、陪審制度の導入に反対したさい、そのおもな理由として、法律的素養の欠如など、陪審員となる人の主体的な問題点をあげていたが、このことは、すでに指摘したように、人民陪席判事にもあてはまることであつた。したがって、一部の刑事事件についてであれ、この問題の抜本的な解決策が提示されずに、審理の客観性の確保、また、職業裁判官にたいする外部からの圧力の阻止²⁴「裁判官の独立」の原則の保障のために、第一審裁判所における人民陪席判事の数をふやすことだけが提案されたとき、その効果にたいして疑問が投げかけられても、別に不思議なことではない。事実、この点が、ほかの法学研究者によって問題とされるのである。

イ・ヤ・デュリャーギンは、八七年五月の全連邦理論会議で、事件の審理に参加する人民陪席判事の数をふやすことが提案されるとき、通常、「法廷の構成員の客観性を高め、主観主義のあらわれをなくし、裁判所が決定する内容への外的影響（『電話法』）の可能性を小さくする必要があること」がその理由としてあげられるとのべたのち、つぎのように主張した。「事実が多数決で決まらないものであるかぎり、法廷の構成員をふやしても、それは、刑事事件における事実の獲得に近づくことができる保障とならないであろうし、また、事実を無条件に確定する保障となることもできない。刑事事件での事実の基礎は、裁判上の証拠である。法廷の構成員をふやすこと、しかも、素人の裁判官でもってふやすことは、証拠の意義を低下させる危険と、裁判上の証拠だけにもとづいて形成されたのではなく、ほかの事情の影響も受けて形成された心証が支配する危険をはらんでいるのである。」²⁴この主張の根底に、現在の人民陪席判事の消極性とその主体的な原因（法律知識の欠如など）からくる人民陪席判事への不信があることは明らかであろう。しかし、ここでは、その主体的な問題点をどのように克服するのにかについては、何も語られておらず、第一審裁判所における人民陪席判事の増員についての提案がもたらすとされる結果に憂慮の念が示されているにとどま

っている。これにたいして、弁護士エス・エフ・シイリーンスキーは、第一審裁判所における人民陪席判事の数をふやすことについての「提案は、いうまでもなく、切実なものであるが、しかし、ここで、重大な留保が必要である。私が思うには、主要なことは、裁判官の数にあるのではなく、その裁判官の素養にあるのである。多くの「人民」陪席判事の法律的素養および一般教養の水準が以前そのままであるならば、六名であろうとも、一、二名であろうとも、裁判に役立つことはないであろう」とのべて、問題の所在を明確に指摘したのである。この指摘が正当であることはいうまでもない。

このように、現行の参審制度の改革をめぐるさまざまな議論が展開されたが、その廃止の主張は、裁判における民主主義を否定するものとして、支持を獲得することはできなかったといえるであろう。そのほかの議論については、概して、それらが体系的な提言というかたちで示されなかつたため、不明な部分が少なくなかつたが、このあと、さらに活発に展開していくことになる。それは、第一九回党協議会が選択した案が中途半端なものであったからである。

二 憲法コントロールと裁判所

七七年憲法は、それまでの憲法典とちがって、第一七三条で、「ソ連憲法は、最高の法的効力を有する。すべての法律および国家機関のその他のアクト(BKZ)は、ソ連憲法にもとづき、これにしたがって発せられる」と記して、ソ連憲法の最高法規性をうたった。そして、この憲法の最高法規性を担保するため、「ソ連の国家権力の最高機関」(旧第一〇八条第一項)とされたソ連最高ソビエトに、「ソ連憲法の遵守のコントロールおよび連邦構成共和国憲法のソ連憲法との適合性の保障」の権限をあたえ(第七三条第一一号および旧第一〇八条第二項)、さらに、「ソ連最高ソビ

エトの常時活動する機関（旧第一一九条）とされた同幹部会には、「ソ連憲法の遵守にたいするコントロールをおこない、連邦構成共和国の憲法および法律のソ連の憲法および法律との適合性を保障する」権限をあたえた（旧第一二一条第四号）。これらの権限についての規定は、六〇年代後半以降、かなりの数の法学研究者が提起していた「憲法監督の特別の機関」等の設置構想²⁶⁾を否定して、三六年のソ連憲法の当該諸規定を基本的に踏襲したものである。しかし、ソ連最高ソビエトの憲法コントロールの権限は事実上、憲法典という紙の上での存在にすぎなかったといえるであろう。このことは、ソ連最高ソビエトの会期が年に二回しか招集されず、しかも、その会期日数が二日ないし三日にすぎなかったというだけを見ても、明らかである。七七年憲法において、憲法コントロールを実際におこなうことを期待されたのは、ソ連最高ソビエト幹部会である²⁷⁾。

ところで、七七年憲法が制定されてからしばらくのあいだ、「憲法監督の特別の機関」の設置を提案する主張はみられなくなる。八〇年代に入ると、そのような機関の設置そのものが提案されているわけではないが、国家権力の最高機関による憲法コントロールを改善するため、一部の論者によって、「憲法コントロールに関する特別法」の制定がふたたび提案されることになる。六〇年代後半以降、「常時活動するソ連最高ソビエト憲法コントロール特別委員会」の設置とともに、「ソ連における憲法コントロールに関する法律または規程」の制定を強く主張していたユ・ペ・イリョーメンコは、七七年憲法が制定されても、「憲法コントロールに関する特別法」の必要性はなくなっていないとして、その法律の制定をあらためて提案した²⁸⁾。彼がここで問題にしているのは、「個人崇拜」の時代にみられた「憲法適合性の侵害」の原因の「主體的な面」である。彼からすれば、そのような主體的な原因がいまなお可能性として存在するかぎり、「コントロール機関および監督機関の権限の問題ならびにその活動の組織的・法的形態の問題」

をくわしく規定した右のような法律が必要なのである。ここで、法制上、「法令の合憲性（あれこれの行為の適法性）の問題を最終的に解決する」権限をもつ「憲法コントロール機関」としてあげられているのは、ソ連最高ソビエト幹部会（連邦構成共和国と自治共和国では、それぞれの最高ソビエト幹部会）であり、また、行政機関（ただし、大臣会議をのぞく）等の法令および行為を点検し、その点検の結果にもとづいて「意見を提出する」権限をもつ「憲法監督機関」としてあげられているのは、³⁰ 檢察機関である。イリョーメンコの提案は、「憲法適合性の侵害」をなくすため、憲法コントロールおよび監督の領域におけるこれらの機関の権限、その行使の手續等を法律で詳細に定め、それによって憲法コントロールの実効をあげることを意図したものと見えるであろう。

しかし、このイリョーメンコの提案は実現をみなかった。そののちの状況は、ソ連最高ソビエト幹部会も、檢察機関も、ひきつづき、それぞれ憲法コントロールと憲法監督（この場合、法令では、通常、「一般監督」という用語が使われている）の領域において、実効をともなつた活動を展開することができなかったことを示している。たとえば、ヴェ・ア・トゥマーノフは、のちに、ソ連最高ソビエト幹部会による憲法コントロールについて、このような活動のデータが公表されていないため、その「活動の規模を判断することは困難である」とのべながらも、「あれこれの法令の規定の違憲についての決定、または政府の決定および命令が法律に適合していないことについての決定の採択の法的手続に關してもはっきりしていない」と批判して、ソ連最高ソビエト幹部会による憲法コントロールの実効性に疑問を投げかけるとともに、檢察機関による一般監督については、「省、その他の官庁および他の機関が制定する法令が法律から全面的または部分的に逸脱している場合」が以前から少なからずあり、これは、「檢察庁の一般監督がおそらく行政立法の増大とその規模についてゆけない」ということを示しているとして、檢察庁の一般監督の不十分

さを指摘した⁽³¹⁾。これは、ペレストロイカのもとで、ほかの人たちも主張していることである。とくに後者については、改革の対象としての行政的・指令的管理の手段である行政機関の命令および通達によって、市民の権利および自由が侵害され、また義務が課せられていることとのかかわりで指摘されており⁽³²⁾、したがって、検察庁の一般監督制度の改善が提起される一方、あらたな憲法監督または憲法コントロールの制度が探求されていくことになる。これらは、程度の差こそあれ、国家権力の最高機関による憲法コントロールの実効性を確保することでもある。

ヴェ・クドゥリャーフツェフは、行政機関の命令および通達による市民の憲法上の権利および自由の侵害を批判したのち、「ペレストロイカは、市民の権利の保障および保護の新しいメカニズムの創設、社会主義的適法性のいっそうの強化を要求している」とのべ、そして「何よりもまず、官庁が制定する命令および通達(Нормативные акты)のソ連憲法および現行の法律との適合性にたいする効果的なコントロールを導入することが必要である」として、つぎの二点を提案した。(i)ソ連検察庁に、「すべて、行政機関」の「法律に反する命令および通達」について異議申立てをし、しかも、その効力を無条件に停止させる権限をあたえること、(ii)ソ連最高裁判所に、具体的な事件の審理にあたり、官庁の命令または通達が「法律に適合していないと認定する権限」をあたえること⁽³³⁾。第一の提案は、検察庁の一般監督制度の改善⁽³⁴⁾についてのものであり、第二のそれは、ソ連最高裁判所にあらたに憲法監督の権限をあたえるものである。ここで提案されている憲法監督の権限は、すでにみたサヴィーツキーの提案のものと同く比べると、きわめてかぎられたものとなっており、したがって、クドゥリャーフツェフの主張がここで全面的に展開されているとは思われないが、ともあれ、彼のこの提案は、のちのサヴィーツキー、チェレビロフなどの諸提案のさきがけとなつたといえるであろう⁽³⁵⁾。

さて、オデッサ大学のエム・エフ・オルジフらは、クドゥリャーフツェフやトゥマーノフのように、「具体的な事件の審理にあたり、官庁の通達その他命令が法律に適合していないと認定する権限」をソ連最高裁判所にあたえる提案にたいして、⁽³⁶⁾ つぎのような疑問を呈している。第一に、彼らによると、ソ連最高裁判所が審理する事件は限定されておらず、しかも、概して「合憲性の問題」に関係がないこと、したがって、法律または憲法に違反する「きわめて広範囲」の命令および通達がソ連最高裁判所の視野の外におかれてしまうということである。第二に、ソ連最高裁判所は、命令などが法律または憲法に違反すると認定したとき、その取消し、その効力の停止、それについての異議申立てのうち、どの行為をおこなうことができるのかということが明確でないということである。彼らは、このような疑問点を指摘したのち、「合憲性についての勧告意見」を提出する権限をソ連最高裁判所と連邦構成共和国最高裁判所にあたえること、そのために、憲法その他の若干の法部門の分野の専門家を裁判官とする「専門部 (специальная коллегия)」をそれぞれの最高裁判所に設置することを提案した。そして、最高裁判所への提訴手続、提訴権の主体⁽³⁷⁾ である当事者適格の範囲 (たとえば、国家権力の地方機関、社会团体の機関、第一審裁判所、検察官および個々の市民で、「国家または社会の利益の保護」に関する問題に言及するもの) を決めることの必要性などを強調して、つぎのように主張した。

「専門部の意見は、審理の対審手続をへたのちに採択され、そして、連邦または連邦構成共和国の国家権力の最高機関の法案審議委員会に送付されなければならない。法案審議委員会は、これを承認し、または拒否する権限を有する。したがって、問題の解決は、権力の最高機関の会議に移され、特別多数決でおこなわれるのである」⁽³⁸⁾

このように、オルジフらは、クドゥリャーフツェフなどの案にたいして投げかけた疑問を、みずから、(一) いわゆる

る事件性の訴訟要件からの除外、(ii)憲法コントロールの領域におけるソ連最高裁判所および連邦構成共和国最高裁判所の諮問機関の性格Ⅱ憲法監督機関としての位置づけの明確化を内容とする右のような対案をだすことによって、解消したのである。

ソ連最高裁判所に憲法監督の権限をあたえることについては、実務家のあいだからも主張されることになる。ソ連最高裁判所の内部組織の部長オ・ペ・チョームシュキンは、あるシンポジウムの席上で、ソ連最高裁判所に憲法監督の権限をあたえることの正当性を指摘したのち、仮にソ連最高裁判所が憲法監督の権限を行使することになったときの手順をつぎのように説明している。「具体的な事件の審理にあたり、人民裁判所が、たとえば、ある人が憲法に違反する通達、あるいは命令、あるいは官庁のその他の法令にもとづいて起訴されていることを確認するとする。この裁判所は、「そのことを」ソ連最高裁判所に報告し、そのソ連最高裁判所は、監督手続により、このような事件を点検する。「ソ連最高裁判所は」この命令または通達が法律に違反すると認定もするし、「下級裁判所に」これを考慮に入れないよう指示もする。それと同時に、ソ連最高裁判所は、ソ連最高ソビエト幹部会か、それを制定したある省にしかるべき提案をし、それを取り消すことをもとめることになる。」⁽³⁹⁾さらに、彼は、検察庁の一般監督を受けない大臣会議決定（政府決定）の合憲性に疑いが生じたときには、ソ連最高裁判所総会が、全連邦労働組合中央評議会、ソ連検事総長または司法省の問題提起を受けて、それを審査し、違憲の判断をすれば、ソ連最高ソビエト幹部会にその決定の取消しをもとめることを提案したのである。⁽⁴⁰⁾ここでは、クドゥリヤーフツェフなどの提案と同じように、いわゆる事件性が訴訟要件とされているが、さらに、今日、具体的な事件の審理の過程で、適用対象の行政機関の命令または通達の適法性の審査をおこなうことが認められている裁判所（とくに人民裁判所）に、その命令などの違法性

または違憲性が確認されたとき、そのことをソ連最高裁判所に報告することが義務づけられている。これは、オルジフらが投げかけていた第一の疑問にたいするひとつの解答ともいえるであろう。しかし、大臣会議決定の合憲性または適法性の審査については、その例外とされており、そのかぎりでは、彼の提案は、オルジフらの提案と共通した面をもっている。このことは、彼らのあいだで、憲法コントロール機関としてとらえている機関が異なっているにせよ、両者が憲法コントロールの領域におけるソ連最高裁判所の諮問機関的性格を明確にしている点にもあらわれている。

他方、ソ連最高裁判所長（当時）チェレビロフは、「社会主義的法治国家において、若干の憲法監督の権限を裁判所にあたえれば、それは有益であろう」として、ソ連最高裁判所、連邦構成共和国最高裁判所、自治共和国最高裁判所、辺区裁判所および州裁判所に、官庁の命令または通達（さらに憲法）に違反すると認定する権限をあたえることを提案した⁽⁴³⁾。これは、クドゥリヤーフツェフなどがソ連最高裁判所にあたえることを提案していた権限を、下級裁判所の一部にもあたえることを主張したものであったが、ここで注目されるのは、チェレビロフの場合、具体的な事件の審理の過程で、裁判所によって官庁の命令または通達の違法性が認定されたとき、その認定行為に、裁判所によって違法とされた命令または通達を無効にする効果を認めていることである⁽⁴⁴⁾。さらに、チェレビロフは、検察庁のいまの一般監督制度の不十分な点を補うために、検察官をはじめとして、「全連邦および共和国の権力および行政の〔最高〕諸機関、省、その他の官庁、大きな社会団体、すなわち全連邦労働組合中央評議会、ソ連婦人委員会、作家同盟など」に、裁判所に官庁の命令または通達の違法の確認を請求する申立てをすることを認め、裁判所には、その申立てに理由があると認めるとき、当該命令または通達の違法の認定の決定をする権限をあたえることを提案したのである⁽⁴⁵⁾。彼は、この決定にも、裁判所によって違法とされた命令または通達を無効にする効果を認めている

と思われるが、まさにこのような法的効果を認めるところに、同じようにソ連最高裁判所による抽象的規範統制を認めながらも、ソ連最高裁判所を憲法コントロール機関としてではなく、あくまでも憲法監督機関としてとらえるサヴィツキー、チョームシュキン、オルジフなどの主張とちがう点⁽⁴⁾があらわれているといえるであろう。

このように、憲法コントロールおよび監督の領域において、ソ連最高裁判所（さらに連邦構成共和国および自治共和国の最高裁判所ならびに下級裁判所の一部）に一定の権限をあたえることが提案されたが、サヴィツキーの提案以外のものには、それらが体系的な提言となっていないために、不明な点が少なくない。ともあれ、各論者の提案のあいだには、かなりの相違点が見られるが、共通してみられるのは、「最高代議制機関の優位の原則」（ヴェ・ア・トゥマーノフ）の承認である。このことは、「最高代議制機関」たるソ連最高ソビエト（さらに連邦構成共和国および自治共和国の最高ソビエト）の制定した法律の合憲性の審査をする権限をソ連最高裁判所（さらに連邦構成共和国および自治共和国の最高裁判所）にあたえていない点、あたえている場合でも、最終的な判断をソ連最高ソビエト等に留保している点にあらわれている。

ところで、右のような提案にたいして、異論がだされることになる。たとえば、エリ・ア・マローゾヴァは、八七年五月の全連邦理論会議で、すでに紹介したサヴィツキーの提案にたいして逐一批判を加えた。彼女の批判の前提にあるのは、「ソ連最高裁判所は、国家の最高裁判機関であり、ソ連の裁判所の裁判活動を監督し、ソ連最高ソビエトに報告義務を負う」（傍点部分—原文はイタリック体）という七七年憲法の規範命題である。彼女は、これを所与のものとして、つぎのように批判した。

「ソ連最高裁判所は、……権力および行政の最高諸機関の法令の合憲性に判断をくだしたり、その解釈を示した

りする権限を有しない。具体的な民事事件または刑事事件の審理にあたり、あれこれの現行法令または行政立法の合憲性の問題が生じるかもしれないが、それは別問題である。生じたときには、最高裁判所は、事件を審理している裁判所の照会にもとづいて、その問題を当該機関に、すなわち、それだけが違憲としてその法令を取り消す権限をもっているソ連最高ソビエト幹部会およびソ連大臣会議に提出することができる。合憲性に疑いが生じた法令の効力を停止する権限を最高裁判所にあたえる提案は、まさに裁判機関としてのソ連最高裁判所の現在の地位に合致しない。法令で、当該事件の解決の根拠となるものの合憲性の問題が生じたときに、ソ連最高裁判所が停止することができるのは、ただその事件についての訴訟手続だけである。⁽⁴⁵⁾

これがサヴィーツキー批判になりえていないのは明らかであろう。彼は、マローゾヴァが所与の前提とした規範命題、すなわちソ連最高裁判所Ⅱ裁判機関という七七年憲法上の位置づけそのものを問い直し、そのうえで提案していたのである。ともあれ、マローゾヴァは、このように批判したのち、対案として、ほかの国家机关から独立した「憲法コントロールの特別の諮問機関」を「権力の最高機関の機構」のなかに設置し、その機関に、みずからの発議または他の機関からの照会にもとづいて、「具体的な法令の合憲性についての意見」を提出する権限をあたえ、それと同時に、「権力および行政の最高諸機関」が最終的な決定をおこなうまで、その法令の効力を停止する権限もあたえることを提案したのである。⁽⁴⁷⁾ このような問題提起は、ほかの人たちの主張のなかにもみられたが、それらも体系的な提言ではなく、断片的なものにとどまっていたため、不明な部分が少なくない。しかし、これらの提案が、六〇年代後半以降、法学研究者のあいだで積極的に提起されていた「憲法監督の特別の機関」の設置構想の再生であることは確かであろう。

これまで、憲法コントロールの有効なメカニズムをつくりだすため、ソ連最高裁判所などに憲法監督（一部には憲法コントロール）の権限をあたえることを提案する主張と、国家権力の最高諸機関のもとに憲法監督機関を設置することを提案する主張をみてきたが、そのほかに、憲法裁判所を創設することについての提案もあった。⁽⁴⁹⁾しかし、この提案も具体的な内容をもたないなかつたため、くわしいことは不明である。いずれにしても、結果として、三つの選択肢が提示されることになったが、ここで注目しておく必要があるのは、六〇年代後半以降の改革構想とちがって、この時点では、ソ連最高裁判所をはじめとする裁判所の憲法コントロールの領域における役割を重視する第一の選択肢を選んでいた者のほうが多数であったということである。すでに若干指摘したように、今日、「権力分立」概念を見直し、国家の本質論のレベルではなく、統治機構論のレベルでとらえ直し、そして、この原則を統治機構の「抑制と均衡」のシステムの組織原理として再構成するあらたな理論動向がかなり広範にみられるが、右のことは、このあらたな「権力分立」論の憲法保障論におけるあらわれといえるであろう。このあと、これら三つの選択肢のなかから選ばれていくことになる。

- (1) См. Конституционные основы правосудия в СССР. Под ред. В. М. Савицкого. М., 1981, стр. 149.
- (2) 一九八七年四月から五月にかけて、地区(市)人民裁判所の人民陪席判事の選挙がおこなわれたが、その選挙結果によると、ソ連全体で八万五千四百名の人民陪席判事が選ばれ、そのうち三七万三千二百六名(四三・六%)が男性であり、四八万一千八名(五六・四%)が女性であった。また、共産党員およびその候補は、三万五千六百六十五名(四一・九%)であり、非共産党員は、四万九千三百八十三名(五八・一%)であった(Сообщение об итогах выборов в районные(городские) народные суды. «Известия», 28 июня 1987)。

(3) 八一年のロシア連邦共和国裁判所構成法は、人民陪席判事のその職務執行中の賃金保障については、第七一条で、つぎのよう

するあいだ、本来の勤務場所から平均賃金を支給される。／労働者、コルホーズ員および職員ではない人民陪席判事は、裁判所においてその職務を執行するために要した費用の弁償を受ける。」

- (4) 今日のように、第一審裁判所が同権の人民判事一名と人民陪席判事二名から構成されるようになったのは、二二年の司法改革の時からである。それ以前は、参審制度といつても、人民陪席判事の権限が異なるなど、内容がちがひ、実態からみると、陪審制に近い内容のものもあった(たとえば、一八年三月七日付の「裁判所に関する布告」第二号)。以下の本文でみるように、今日、参審制度の改革をめぐる諸議論のなかには、この時期の経験を積極的に評価するものもある。この問題もふくめ、一七年の社会主義革命から二二年の司法改革までの裁判所の組織化の歴史については、あらためて検討する予定であるが、そのあたりは、*М. В. Коженников. История советского суда 1917—1966 гг.* М., 1957, стр. 3-191.

(5) *См. А. Сахаров. Правовое государство и правосудие. (Человек и закон), 1989, No. 4, стр. 7.*

(6) *См. Там же.*

- (7) ソ連最高裁判所総会は、八七年四月の「人民陪席判事の裁判の実施への参加を規定している法令の遵守について」の決定のなかで、人民陪席判事の消極性について、「一部の人民陪席判事は、自分の権利を不十分にしか行使しておらず、証拠の検討にあまり積極的に参加していない」と記し、そして、「裁判官は、人民陪席判事にいつも民事事件および刑事事件の審理の準備をしかるべく援助しているというわけではなく、また人民陪席判事の積極性を高める措置を講じておらず、ときおり、人民陪席判事の裁判の実施への参加を規定している法令にみずから違反している」と指摘している(Постановление No. 1 Пленума Верховного Суда СССР от 3 апреля 1987 г. «О соблюдении законодательства, регламентирующего участие народных заседателей в осуществлении правосудия». «Вопросы Верховного Суда СССР», 1987, No. 3, стр. 4)。この職業裁判官の人民陪席判事にたいする態度が問題にされており、これが人民陪席判事の消極性の原因のひとつとしてとらえられていることは確かであろう。ソ連最高裁判所は、このあと、七七年憲法の定める訴訟手続の民主的な原則、すなわち(i)人民陪席判事がかならず参加する第一審の合議による裁判、(ii)職業裁判官および人民陪席判事の権利の平等、(iii)「裁判官の独立」の原則の厳守を強調し、これらの原則に違反したときは、それが判決の取消しの事由となることを説明したのである(Там же, стр. 4 и сл.)。このほかに、ソ連最高裁判所総会の決定とい

うことからして、現行の参審制度そのものの見直しがおこなわれているわけではもちろんない。

- (8) См. И. Тиводар. А в судьи—кто? 《Правда》, 10 июня 1987.
 (9) См. там же.
 (10) См. «А в судьи—кто?». 《Правда》, 3 октября 1987.
 (11) В. Коган, В. Панкратов, О. Соловьевский. Суд народных представителей. 《СЮ》, 1988, No. 10, стр. 29.
 (12) См. там же, стр. 28.
 (13) Там же, стр. 29. ｺﾞｼﾞﾝ、ﾛｰｶﾞﾝらよりも先に、作家オ・チャイコフスカヤが同じような主張をしていたということ指摘してはいる。彼女は、誤判のおもな原因となっている裁判干渉を不可能にするため、「〔人民〕陪席判事の数をふやさなければならぬ」。また陪席判事と裁判長の関係を変えなければならぬ」として、つぎのように主張した。わが国の裁判制度には、「強力で、独立した陪席判事」が必要であり、「裁判長ぬきで、彼らだけに評議室に行かせ（もちろん、そこには電話はない）」「扉を鍵をかけたまま」（О. Чайковская. Обижайтесь на меня, не обижайтесь… 《ЛП》, No. 43, 22 октября 1986)。この主張が、純粹の陪審制度の導入の提案を意味するのか、それとも、ｺﾞｰｶﾞﾝらの提案と同じものを意味するのかわからないについては不明確であるが、少なくとも有罪・無罪についての評決は、「強力で、独立した陪席判事」が「裁判長ぬきで」をこなうとすることがだけは確かである。
- (14) См. напр. Народовластие в зале суда: Юристы—о социалистическом правовом государстве. 《Советская Россия》, 25 июня 1988.
 (15) Там же.
 (16) См. напр. Каким должно быть правовое государство? 《ЛП》, No. 23, 8 июня 1988.
 (17) См. напр. Обсуждение проблем совершенствования законодательства о судостроительстве и судопроизводстве. 《СЮ》, 1988, No. 12, стр. 29.
 (18) См. З. М. Черниговский. О реформе правосудия. 《СПИП》, 1987, No. 9, стр. 81-82 и 85-86.
 (19) См. Перестройка в правовой системе, юридической науке, практике. 《СПИП》, 1987, No. 12, стр. 63.
 (20) См. Народовластие в зале суда: Юристы—о социалистическом правовом государстве. 《Советская

Россия», 25 июня 1988.

- (21) См. там же.
- (22) この点については、なお未だ検討中である。Конституционные основы правосудия в СССР. Под ред. В. М. Савицкого. М., 1981, стр. 160 и сл.
- (23) См. напр. Что мы ждем от судебной реформы. «ПГ», No. 17, 27 апреля 1988; Исключить обход закона. «Известия», 14 января 1988.
- (24) См. «СПИП», 1987, No. 12, стр. 59.
- (25) Юридическая наука и практика в условиях перестройки. «Коммунист», 1987, No. 15, стр. 94.
- (26) この点については、さしあたり、杉浦一孝「ソ連における憲法保障論」社会主義法研究会編「社会主義における法と民主主義」(法律文化社、一九七九年)、一六頁以下をみよ。
- (27) 七九年四月に採択されたソ連最高ソビエト規則 (Ведомости Верховного Совета СССР, 1979, No. 17, ст. 272. 邦訳・稲子恒夫監修『ソ連重要法令集』第一巻、プログレス出版所、一九八四年所収) は、憲法コントロールの権限の行使の手続について、ソ連最高ソビエトがその権限を行使するときの手続ではなく、同幹部会が行使するときの手続を定めており、ここにも、ソ連最高ソビエトの憲法コントロールの権限が紙の上での存在でしかなかったことがあらわれているといえるであろう。ちなみに、この規則は、第六四条で、ソ連最高ソビエト幹部会による憲法コントロールの行使の手続について、つぎのように定めていた。「ソ連最高ソビエト幹部会は、その発議により、またはソ連大臣会議、連邦構成共和国の国家権力の最高機関、ソ連最高ソビエトの委員会、その両院の委員会、ソ連最高ソビエト代議員、ソ連人民監督委員会、ソ連最高裁判所、ソ連検事総長もしくは社会団体の全連邦的機関の提案により、国家的組織、社会団体および公務員によるソ連憲法の遵守に関する問題を審理する。ソ連邦構成共和国の憲法または法律がソ連の憲法または法律と適合しないことが判明した場合、ソ連最高ソビエト幹部会は、連邦構成共和国最高ソビエト幹部会にたいし、連邦構成共和国の憲法または法律をソ連の憲法または法律に適合させる問題を提起し、必要なときは、この問題に関する幹部会令を発する。ソ連大臣会議または連邦構成共和国大臣会議の決定または命令が法律に適合しない場合、ソ連最高ソビエト幹部会は、その取消しに関する幹部会令を発する。」なお、同規則は八九年一月二〇日、ソ連人民代議員大会およびソ連最高ソビエト規則の施行にともない、失効した(Ведомости

- Съезда народных депутатов СССР и Верховного Совета СССР, 1989, No. 29, ст. 566)。
- (32) См. напр. Ю. П. Еременко. Контроль за конституционностью законов в СССР. «Труды Высшей следственной школы МВД СССР», вып. 1, Волгоград, 1969, стр. 109-110.
- (33) См. Ю. П. Еременко. Советская Конституция и законность. Саратов, 1982, стр. 141.
- (34) См. там же, стр. 135, 141-142 и 144.
- (35) См. В. А. Туманов. Судебный контроль за конституционностью нормативных актов. «СПИД», 1988, No. 3, стр. 17-18.
- (36) См. напр. Подзаконный акт. «Известия», 17 октября 1986. なお、*ソビエト連邦憲法*は「行政立法による市民の権利および自由の侵害にたいして、ソビエト連邦の憲法は、いかなる法的規制も、ソビエト市民の憲法上の権利および自由を侵してはならぬ。とくに許しがたらしいは、しほしほ市民に知られてもいらい個々の省庁令によつて、*ソビエト連邦の制限、禁止および罰が設けられてゐるという事実である。運輸部門では、サービス部門では、また公益事業の領域では、ソビエト連邦の生活にたいして、(В. Кудрявцев. Правовая система: пути перестройки. «Правда», 5 декабря 1986)。*」のよちな事態にたいする反省から、個人の権利、自由および義務については「法律によつてのみ規制すべきであるとする当然の主張がなされ、また、法律の内容を骨抜きにする委任規定や引照規定をできるかぎり減らすなどして、法律の質を高めること」*ならに、法律事項、政府決定事項、省令事項等を定めた「法令に関する特別法」を制定することなどが主張されることになつた(Напр. Опыт об инструментах. «Известия», 23 сентября 1987)。*
- (37) См. В. Кудрявцев. Правовая система: пути перестройки. «Правда», 5 декабря 1986.
- (38) ソ連最高ソビエト幹部会は八七年六月一六日、同日四日付の「社会主義的適法性および法秩序の強化における検事監督の役割の向上に関する措置にたいして」の党中央委員会決定(В Центральном Комитете КПСС: О мерах по повышению роли прокурорского надзора в укреплении социалистической законности и правопорядке. «Правда», 19 июня 1987)を受け、ソ連検察庁法(Ведомости Верховного Совета СССР, 1979, No. 49, ст. 843. 邦訳・稲子恒夫監修『ソ連重要法令集』第一巻、プログレス出版社、一九八四年所収)の一部を改正した。これは、主として、検察庁の一般監督制度における検事の権限を強化することを目的としたものであるが、ここでは、つぎの二点だけを指摘して置く。

第一は、一般監督手続により、検事が、法律に違反する下位法令についておこなった異議申立てすべてに、異議申立てがおこなわれた当該法令の効力を停止する効果を認めたことである。検事は、下位法令または行為が法律に違反すると認めるときは、その法令を発した機関もしくは公務員（公務員の場合、その行為も異議申立ての対象となる）またはその上級の機関もしくは公務員にたいして異議申立てをし、それによって、その法令の取消しまたはそれを法律に適合させること、公務員の違法行為の中止および侵害された権利の回復を請求する権限を有するが、それまで、その異議申立てに認められてきた法的効果は、「法律の保護する市民の権利および自由を侵害する法令について異議申立てをした場合および法律の定めるその他の場合」にかぎり、「異議申立ての審理まで、当該法令の効力」を停止させることだけであった（旧第二百五条。今回の改正によって、「検事が法律に違反する法令について異議申立てをしたときは、異議申立ての審理まで、当該法令の効力は停止する」（第二四条第四項）とあらためられた。しかし、ここで留意しておかなければならない点は、検事が異議申立てによって請求した当該法令の取消しなどをおこなうかどうかについての決定権が、これまでどおり、異議申立てを受けた機関等に留保されているということである。第二は、「法律違反が明白であり、かつ、それをただちに除去しなければ、国家、企業、施設、組織または市民の権利および法律上の利益に重大な損害をもたらされおそれがあるとき」にかぎり、法律違反をした機関もしくは公務員またはその上級の機関もしくは公務員にたいして、その法律違反の除去に関する命令をあたえる権限をあらたに検事に認めたことである。この命令は、ただちに執行されなければならないことになっているが、もし、この命令に不服があれば、上級検事に審査請求をおこなうことができる。この場合、上級検事の裁決は、最終のものとされている（第二四条の一）。この規定は、一定の場合に限定されているとはいえ、一般監督制度における検事の権限の強化につながるものといえるであろう（Ведомости Верховного Совета СССР, 1987, No. 25, ст. 349）。

- (35) クドゥリャーフツェフは、八八年六月末からの党協議会の直前に、この問題にふれているが、そこでも、つぎのように述べている。ソ連憲法には、憲法の遵守のコントロールは、ソ連最高ソビエトとその幹部会がおこなうと定められている。しかし、このようなコントロールの実施に必要なメカニズムはなく、その手続規則もつくられていない。わが国に憲法裁判所を創設すること、またはソ連最高裁判所にそのような権限をあたえることについて新聞、雑誌でのべられている提案は正しく思われる」（В. Кудрявцев. Демократизация и правовая реформа. 《Известия》, 1 июня 1988）。

(36) См. В. А. Гуманов. Указ. статья, стр. 18.

- (37) См. М. Ф. Орзих, М. Е. Черкес, А. С. Васильев. Правовая охрана конституции в социалистическом государстве. «СПИП», 1988, No. 6, стр. 10.
- (38) Там же. なお、オルジニフは、最高ソビエト幹部会の幹部会令と決定についても、その憲法適合性の審査を認めていた。この場合、「第一審の役割」をはたすのは、法案審議委員会であり、最終的な決定は、最高ソビエトが特別多数決で採択する（Фурсовский）（Там же）。
- (39) Каким должно быть правовое государство. «ЛП», No. 23, 8 июня 1988.
- (40) См. там же.
- (41) ソ連最高裁判所総会は八月七月に、「判決について」という決定（Постановление No. 7 Пленума Верховного Суда СССР от 9 июля 1982 «О судебном решении»）（Бюллетень Верховного Суда СССР）1982, No. 4, стр. 19-24）を採択したが、「その第二項のなかで」「官庁の命令または通達の個々の規定が法律に反していることを確認したときは、裁判所は、判決の言渡しにあたっては、法律にしたがうものとする」と記して、「各裁判所にその旨の指示をあたえている。これは、各裁判所に、具体的な事件の審理にあたり、適用しなければならぬ」「官庁の命令または通達の個々の規定」の適法性の審査を実際におこなうことを要求したものである。しかし、それが違法であると確認されても、裁判所には、その違法性を認定することは認められておらず、ただそれを適用しないことだけが認められているにすぎないのである。また、その効力もなら影響を受けず、正規の手續にしたがって取り消されないかぎり、それは効力をもちつづけることになる。
- (42) См. Что мы ждём от судебной реформы. «ЛП», No. 17, 27 апреля 1988. Ченбиёровは、八八年五月のソ連最高ソビエトの会議で、「ソ連最高裁判所の活動について」という報告をした時も、同趣旨の提案をしてきた（Девятая сессия Верховного Совета СССР (одинадцатый созыв), 24—26 мая 1988 : Стенографический отчет. М., 1988, стр. 325）。
- (43) См. Закон и только закон. «Правда», 5 декабря 1987.
- (44) См. Что мы ждём от судебной реформы. «ЛП», No. 17, 27 апреля 1988. なお、Ченбиёровは、連邦構成共和国間の紛争を審理する権限、また、「一定の場合」と限定を付しながら、ソ連大臣会議決定（政府決定）の適法性を審査する権限もソ連最高裁判所にあてることを認めた（Там же）。しかし、「一定の場合」とは、どのような場合であるのかに

ついでに、彼は何も語っていない。

- (45) ソ連科学アカデミー付置国家・法研究所長ベ・トボルニンは、この憲法コントロールの有効なメカニズムの創設の問題について、いくつかの選択肢があることを認めながら、彼としては、チェレビエロフの主張に近い見解をとっていた。彼は、「検察庁、全連邦労働組合中央評議会その他きびしく限定された若干の機関の提案」にもとづいて「省その他の官庁の決定」の適法性(並びに合憲性)を審査する権限をソ連最高裁判所にあたえることを認め、しかも、そのソ連最高裁判所がそれを無効と認定して、取り消すことも認めた。しかし、彼は、ソ連最高裁判所による法律の合憲性の審査それ自体は否定してはいないと思われるが、いまそれを認めていたとしても、ソ連最高裁判所による違憲の法律の取消しについては、「人民の最高かつ不可分の権力の担い手としてのソ連最高ソビエトの優位」の原則の徹底した表現を強調していたことを考えると、それを認めることはなかったといえるであろう(Исключить обход закона. 《Известия》, 14 января 1988)。トボルニンはかつては、ソ連最高裁判所は、行政機関にたいしては憲法コントロール機関として、ソ連最高ソビエトにたいしては憲法監督機関としてとりえられていたとさえもであろう。

(46) Перестройка в правовой системе, юридической науке, практике. 《СПИП》, 1987, No. 11, стр. 84.

(47) См. там же.

(48) См. напр. Н. С. Матенин. Социалистическая законность на современном этапе. 《СПИП》, 1987, No. 3, стр. 10.

(49) См. напр. Юридическая наука и практика в условиях перестройки. 《Коммунист》, 1987, No. 14, стр. 44.

V むすび

八八年六月二日からひらかれた第一九回ソ連共産党全連邦協議会は、「法改革について」の決議を採択した。この決議は、司法改革だけを対象としているのではなく、「法治国家」概念の承認を前提として、社会主義的法治国家

を建設するための「広範な法改革」を対象としている。したがって、司法改革は、社会主義的法治国家の建設という戦略的課題を構成する個別的諸課題のひとつなのである。党協議会は、この決議の第四項で、これまで検討してきた裁判所の改革の課題をめぐる議論¹改革論のうち、党協議会からみて妥当と思われるものについて、つぎのように記している。

「協議会は、社会主義的民主主義のシステムにおける裁判所の役割を高めることを、ペレストロイカの重要な課題のひとつと考える。当事者対等（согласительность）、公開、無罪推定の無条件の遵守、訴追側寄りを許さないこと、ソビエトの法律に違反した者を黙過するのを許さないこと、というソ連の訴訟手続の原則の実現にたいする保障をいちだんと強化することが必要である。裁判所の権威を高め、裁判官の絶対的独立および彼らの法律だけへの従属を保障し、裁判官の活動への干渉および裁判所侮蔑にたいする責任の具体的な措置を定める必要がある。裁判官の独立の強化の保障のひとつとならなければならないのは、地区、市、管区、州および辺区の各裁判所の上級人民代議員ソビエトによる選挙であり、さらに、その任期の延長である。裁判の客観性と人民陪席判事の役割および責任を高めるために、裁判所でもっとも複雑な事件を審理するときは、人民陪席判事の数をふやすことが妥当である。」¹⁾

党協議会は、「裁判官の独立」の原則の保障をめぐる諸問題のうち、第一に、下級裁判所の裁判官の選任方法については、任命制ではなく、選挙制²「上級人民代議員ソビエトによる選挙」のほうを選択した。しかし、ここには、「上級人民代議員ソビエト」という場合、どのソビエトをさすのか、その「上級人民代議員ソビエト」はどのような方法で選挙するのかなど、はっきりしない点がいくつかみられる。この選任方法の問題と密接に関連しているノメンク

ラトウーラ制度の廃止問題については、党協議会はこれを先送りにした。第二に、任期制か、それとも終身制かという問題について、党協議会は、任期制をひきつづき採用することにしたが、具体的に任期を何年にするかということを決めず、ただ「任期の延長」という文言で表現するにとどまった。党書記長ゴルバチョフは、党協議会で、裁判官の任期を一律に五年から一〇年にすることを例としてあげていたが、決議には、これは取り入れられなかった。この任期の年数の問題も先送りにされたのである。第三に、党協議会は、裁判干渉などにたいして刑事責任を問うことができる制度をあらたに設けることを要求する主張を受け入れたが、具体的にどのような制度にするのかについては、党協議会後の検討課題となった。

党協議会は、参審制度についても、その改革の必要性を認め、右に引用したように、「もっとも複雑な事件」を審理するとき、人民陪席判事の数をふやすことが妥当であるとした。しかし、ここでは、第一審裁判所における人民陪席判事の増員の妥当性が指摘されているだけであって、その人民陪席判事の訴訟法上の地位あるいは権限の問題はふれられていない。この問題も、党協議会後、あらためて議論されていくことになる。

また、党協議会は、「法改革について」の決議の第三項で、「経営管理の新しい条件、社会生活のヒューマニズム化と民主化、違法行為の予防の強化」という観点から、法令の根本的な見直し、法典化および体系化を進めていく必要があることを強調し、さらに、「個人の法的保護に最大の注意を払い、ソ連人の政治的、経済的、社会的な権利および自由の実現の保障を強化する必要がある」として、つぎのように「憲法監督委員会」を創設することを提起した。「法律および政府決定がソ連憲法の規定にきちんと適合することを保障するため、憲法監督委員会を創設すること、ならびに、法律の規定が官庁の命令および通達において正確に守られ、このような命令および通達の数が大幅

に減らされるようにコントロールする活動全体を強化することが有益であろう。⁽³⁾これは、その時点まで多数を占めていた見解、すなわち、「憲法監督の特別の機関」を新設するのではなく、ソ連最高裁判所（さらに連邦構成共和国および自治共和国の最高裁判所ならびに下級裁判所の一部）に憲法コントロールまたは憲法監督の一定の権限をあたえることを主張する見解をしりぞけ、「憲法監督の特別の機関」Ⅱ「憲法監督委員会」を創設することが共産党の方針となったことを意味している。しかし、多数説は全面的に否定され、その結果、憲法コントロールおよび監督の領域において、ソ連最高裁判所等になんらかの権限があたえられる可能性はまったくなくなったと断ずるのは、早計にすぎるのであろう。ゴルバチョーフは、党協議会で、「最高権力の機構」のなかに「ソ連人民代議員大会によって選出される憲法監督委員会」を設置し、その「憲法監督委員会」に、法律その他の法令の憲法（基本法）との適合性を監視するための「十分な権限」をあたえることを提案した。⁽⁴⁾この「十分な権限」の範囲の確定作業は、党協議会后に残された重要な課題のひとつであるが、この場合、「憲法監督委員会」の憲法コントロールのメカニズムにおける位置づけ（とくに最高代議制機関であるソ連人民代議員大会・ソ連最高ソビエトやソ連最高裁判所との関係）を明確にすることが不可欠となる。

このように、党協議会は、これまで検討してきた裁判所の改革の課題にすべてふれてはいるわけではないにせよ、党としての政策判断をおこなって、今後の裁判所の改革の基本方向を提示したが、その理論的前提となっているのは、かの「権力統合」の理論であり、また、この理論を基礎に、「裁判官の独立」の原則を、適法性の統一と公正な裁判の実現という要請にもとづく裁判官の職権行使の独立ととらえるこれまでの考え方であるといえるであろう。党協議会で、ゴルバチョーフは、党機関と国家機関の職務を明確に区分し、「人民代議員ソビエトの全権（полновластие）

説論

を復活させるという課題」を提起しながら、執行機関の活動にたいする人民代議員ソビエト―代議制機関のコントロールの強化の必要とともに、代議制機関と執行機関の「職務の正しい区分」、あるいは両機関のあいだでの「権限のより望ましい区分」の必要性を強調し、そのための提案をおこなった。⁽⁵⁾ それと同時に、彼は、「多くの人びとの運命、その権利の保護、法律に違反した者の処罰の不可避性は、裁判という秤がどれだけ正確であるかにかかっている」として、「裁判官の独立」の原則に厳格にしたがうことの重要性を指摘した。⁽⁶⁾ ここでは、単一かつ不可分の国家権力のもとでの統治機能の分割とそれぞれの機能を担当する国家諸機関の権限の区分を「権力分立」という表現で理論的に把握することはなされていない。したがって、当然、この「権力分立」を理論的基礎とする「司法権の独立」概念も承認されているわけではない。このことは、のちに、九〇年七月の第二八回党大会で採択された綱領的声明「人間の、民主主義的な社会主義をめざして」が、「立法権、執行権および司法権への権力の分立は、絶対的権限のさん奪、権力の濫用を防ぐ保障をつくりだし、権限および責任の範囲を明確に区分することを可能にする」(傍点部分―原文はイタリック体)として、「権力分立」の原則を受け入れ、そして、「裁判所の独立」の保障を党の目標のひとつとしてかかげるにいたったこと⁽⁷⁾を付け加えてみると、いっそう明白となる。

このような理論的前提のもとで設定された裁判所の改革の基本的な枠組みは、党協議会という共産党の一機関が提示したものであるが、しかし、共産党の「政治的・イデオロギー的独占支配体制」がいまだ維持されているなかで提示されたものであるかぎり、そののちの改革論の方向づけに決定的な影響をあたえることになる。最初に指摘したように、八八年十二月一日の七七年憲法の改正において、裁判所の改革は、その基本的な法的枠組みをあたえられ、具体的な制度化への第一歩をふみだす。そして、まず連邦のレベルで、改革は進められていくことになる。しかし、こ

の基本的枠組みは、今後、各連邦構成共和国における改革への具体的な取組みのなかで、統治機構論における「権力統合」の理論およびこれを理論的基礎とするこれまでの「裁判官の独立」の原則の理論的把握の、「権力分立」の理論およびこれを前提とした「裁判官の独立」の原則の理論的再把握（さらに、裁判官の職権行使の独立を内包する「司法権の独立」の概念の承認）への転換とあいまって、手直しを受けることになると思われるが、この基本的枠組みの設定は、ペレストロイカのもので司法改革の第一段階を画するものといえるであろう。⁽²⁾

- (1) XIX Всесоюзная конференция Коммунистической партии Советского Союза, 28 июня—1 июля 1988: Стенографический отчет. Т. 2, М., 1988, стр. 173.
- (2) См. там же. Т. 1, М., 1988, стр. 69 (邦訳『世界政治』一九八八年、八月下旬号、三二二頁).
- (3) См. там же. Т. 2, М., 1988, стр. 173.
- (4) См. там же. Т. 1, М., 1988, стр. 60 (邦訳・前掲、二七頁).
- (5) См. там же, стр. 53 и сл. (邦訳・前掲、二二—二五頁).
- (6) См. там же, стр. 69 (邦訳・前掲、三二頁).
- (7) См. К. Гуманову, Демократическому социализму (Программное заявление XXIII съезда КПСС), «Правда», 15 июля 1990 (邦訳『世界政治』一九九〇年、八月下旬号、二二頁。ただし、一部訳を変えたところがある)。
- (8) 党協議会は、「法改革について」の決議の第九項で、「法改革の要員確保は、緊急の問題である」として、法律家の養成とこの課題も提起した (XIX Всесоюзная конференция Коммунистической партии Советского Союза, 28 июня—1 июля 1988: Стенографический отчет. Т. 2, М., 1988, стр. 174)。この法律家のなかには、当然、裁判官も含められてゐる。司法制度の改革がおこなわれたとしても、その制度の担い手である裁判官などに、これまで指摘してきた主体的な問題点がそのまま残ることになれば、改革は失敗に終わるであらう。この法律家（とくに裁判官）の養成の問題は、党協議会の前から、たとえば、この課題に取り組みなければ、「いかなる改革も成果をもたらさないであらう」(Демократизация

